

「とはずがたり」年立の再編成*

——「とはずがたり」異説 その1——

宮 内 三 二 郎

A Study on *Towazugatari*

Sanjiro MIYAUCHI

序

「とはずがたり」の年立は、現在までに数種発表されており（玉井幸助「問はず語り研究大成」、次田香澄「とはずがたり」(日本古典全書)、富倉徳次郎「とはずがたり」(筑摩叢書)、松本寧至「とはずがたりの研究」。なお、呉竹同文会「とはずがたり全釈」のそれは未見)、それらは、大筋がほとんど合致していて、本書の年立の基本線がすでに確立されていることを思わせる。

しかし、そこにはなおいくつかの未解決の問題が残されている。たとえば、年立に弘安4または5年以降のこととされている巻3に、作者の外祖父四条隆親が2回登場し、そのうち1回は作者二条に、院の御所からの退去方を申し渡すという重要な役柄を演じているが、「公卿補任」によれば彼はすでに弘安2年9月6日に没している。そして、これについての年立の作製者の解釈は、結局作者の虚構ということに落ち着いているようである。一体に、年立におけるこの種の矛盾は、とかく虚構ということの説明されていることが多い。私は本書における虚構そのものの存在を決して否認する者ではなく、むしろその反対であるが、矛盾を虚構に帰着させるには、よほどの慎重さと、納得の行く合理的な説明が必要だと思し、上の例の場合などは、それが二つながら必ずしも十分ではないように感じている。

また、私が検討したところでは、諸年立には、いくつかの史実の見落としがあり、史実を重んずるかぎり、かなり大巾の修正を加える必要があると思われる。そのうちの主なものを挙げると次のとおりである。(巻番号のほかに、「岩波文庫」本の章節番号を使用した。以下すべて同じ)。

1. 巻2, 37節の、「かくてやよひのころにもなりぬるに、例の後白河院の御八講にてあるに、六条殿長講堂はなければ、正親町の長講堂にておこなはる……」と、39節の、「まことや、六条殿の長講堂つくりたてて、四月に御わたまし……」は、いずれも建治元年(1275)の記事とされているが、建治元年には「正親町の長講堂」なるものは存在しなかった。それは弘安2年(1279)にはじめて出現した。また、建治元年3月には、「六条殿長講堂」の、すくなくとも建物は、六

* 1974年10月29日 受理

条西洞院の地にすでに出来上っていたであろう。

六条殿長講堂は文永10年(1273)10月に焼亡したが、もとの六条西洞院に再建されて建治元年4月に堂供養が行われた。しかし建治3年(1277)7月に再度焼亡し、弘安2年に正親町高倉に移建完工し、その3月9～17日には「長講堂後白河院御八講」が営まれた。これが、37節にいう「正親町の長講堂」であり、また39節にいう「六条殿の長講堂」である。(正親町に移建されたのちも「六条殿長講堂」と呼ばれ、これがむしろ正式の呼称であった)。

37節の、「例の後白河院の御八講にてあるに、六条殿長講堂はなければ、正親町の長講堂にておこなはる」は、<前々年((建治3年))までは後白河院御八講は、六条西洞院の六条殿長講堂で行われていたが、それが焼けてしまってもうないので、この年((弘安2年))できた正親町の長講堂で行われた>、という意味で言ったものと解される。

なお、この正親町高倉の長講堂を、正親町東洞院に以前からあった「正親町殿」と混同してはならない。また、39節の、「四月に御わたまし……」の「四月」は、作者の記憶ちがいか、または意図的な「朧化」によるであろう。(「増鏡」もこの「御わたまし」を弘安2年ごろのこととしている。)

2. 卷2, 38節の、「さるほどに両院御なか、心よからぬ事、あしく東さまに思ひまゐらせたといふ事きこえて、この御所へ新院御幸あるべしと申さる。かかり御らんぜらるべしとて、御まりあるべしとてあれば、……」は、建治元年3月の記事とされている。

だが、後深草・亀山両院の不和は、まさに建治元年の3月のころに絶頂に達したのであって、同年4月9日、後深草院は太上天皇の尊号や兵仗の返上を申し出て、出家を決意したほどであった。幕府がこれをなだめ、後深草院の皇子を東宮に立てたのは、同年11月のことで、これによってようやく両院和解の緒口がつくられたのである。後深草院が尊号・兵仗等の返上の挙に出た4月9日のあたかもその頃に、両院和解のための催しが行われた、とはとうてい思えない。それは、はやくとも同年11月以降のことでなければならぬ。

また、38節では、蹴鞠に東宮も出御しているから、この記事が建治元年11月以後のことであることはたしかである。(次項でも述べるが、通説では、41節の両院同道の伏見御所御幸も同年9月であったことになっているが、これについても上と同様のことが言える)。

他方、「続史愚抄」を検すると、両院の和解のための催しや、両院同座の行事がしきりに行われたのは、弘安2年から同3年へかけてのころであったようで、殊に「吉続記」によれば、弘安2年4月10日に、亀山院が後深草院の富小路殿に幸し、蹴鞠が行われている。

現行の年立では、以上の諸点が不問に付せられているようである。

3. 卷2, 41節の「……御花はてて、松とりに伏見の御所へ両院御幸なるに……」と、46節の「……またこの御所御まけ、伏見殿にてあるべしとて……」、50節の「……伏見殿へいらせおはしますとて……」、53～56節の伏見殿御幸は、年立では、41節は建治元年、46、50、53～56節は建治3年の記事とされている。

だが、「勸仲記」の弘安元年11月28日の条によれば、伏見御所は、弘安元年の数年前に焼失し、弘安元年に再建されて11月8日移徙御幸、28日愛染王堂供養が行われた。したがって建治元年はともかくとして、建治3年（弘安元年の前年）には、再建着工以前か、またはせいぜい工事がはじまったころであって、院の御幸はあり得ない。上記の諸章節に、しきりに伏見御幸・御遊が出てくるところをみると、それらは、弘安元年末に完成した新造離宮へ、弘安2年に行われたものではなかったかと推測される。

伏見御所が文永末か建治年間のあるころに焼亡して、弘安元年末に再建竣工した、というこの史実は、「とはずがたり」の年立にとって、ゆるがせにできないものであろう。

（なお、上記41節は、「九月には御花、六条殿の御所のあたらしきにて、はええしきに、新院の、御幸さへなりて……御花はてて、松とりに伏見の御所へ両院御幸なるに……」、というものであるが、前述（(2)）のように、両院の和解のための御幸・御遊の行われたのが、建治のころでなくて弘安2年のころであったとすれば、「六条殿の御所のあたらしきにて」とは、弘安2年に正親町高倉に移建新造された六条殿御所を指すとみるほかはないことになり、またしたがって、この41節の両院御幸も、弘安元年11月再建の伏見御所への御幸で、しかもまさしく弘安2年の御幸であったことになる。結局、弘安元年11月には伏見殿が、翌年2、3月のころには六条殿（および長講堂）が、あいついで再建竣工したのであって、この両御所で、弘安2年に、両院が交歓した、ということになる）。

4. 卷2、48節の、「さるほどに、四月のまつりの御棧敷のこと、兵部卿、用意して両院御幸をすなどひしめくよしも、耳のよそに伝へききしほどに、おなじ四月のころにや、内・東宮の御元服に……」、という記事は、現行の年立では、「内・東宮の御元服に……」以下の記事内容によって、建治3年のこととされている。

ところが「勸仲記」によれば、「兵部卿」すなわち四条隆親が、賀茂祭の棧敷殿の雑掌を承ったのは、弘安2年4月であった。上の記事は、この弘安2年4月のことを指すに相違ない。そして、「内・東宮の御元服」云々は、或る過去の（弘安2年から言って）事柄のいきさつを説明した挿入文であって、記事内容の時点を示すものではない。

以上の諸点については、本論中で再述するが、これまで述べてきたところからしても、現行の年立に、建治元年から同3年までの記事とされている巻2の大部分は、実は弘安2年の1年間の記事であろうと判断される。

およそ「とはずがたり」は、いわゆる「日記文学」作品であって、純然たる日記や記録や伝記でもなく、またたとえば「源氏物語」のような純然たる小説でもなく、いわばその両者の性格を併せ持っていて、作者自身の過去の経験をもっぱら素材とする自叙伝的回想録である一方では、或る一定の構想にもとづき、素材を適宜取捨し、或る程度自由に潤色を加えて一篇に構成したものとみられ、素材の、事実としての時間的順序を、多少前後入れ替えて叙述したりするというようなことも

あったのではないか、と思われるから、その年立の作製にはいろいろ困難がある。つまり、本書の場合、作品の素材とされた客観的な史実や作者の経験そのものの年立と、史実・経験を素材として構成された作品の内容の年立とは、必ずしも合致するとはかぎらず、したがって一元的な「とはずがたり」の年立」というものが、はたして作られ得るかどうかは、かなり疑問である。

本書の年立を最初に作製されたのは、故玉井幸助博士であったようであるが（『とはずがたり』の年立、昭和35年1月——「問はず語り研究大成」所収）、諸書の年立は、いずれもこれを基礎とし、または多少とも参考として作られたと思われる。玉井氏が、年立を作るに当たってその基準とされたのは、

「本書の本文記事中の、

1. 作者自から年月日を記しているところ
2. 作者自から記している作中人物の年齢、年忌
3. 作中の記事で、その年月が正史の上で明らかなもの」

の3ヶ条であったが（「大成」566ページ）、上述の点からすれば、この3ヶ条を基準として作られる年立は、作品素材の年立と、作品内容の年立との混成年立となるように思われ、そこには両者のくいちがいによって一元的な統一が得られなくなる可能性がある。

まず、第1条については、その年月日を、史実としての年月日のどこに合わせるかは、必ずしも容易に決定できない。「とはずがたり」全篇を通じて、それを自明的に決定できるのは、巻1の9、14節の、年号を明記した「文永九年二月十七日」（後嵯峨院崩）と、「文永九年八月三日」（作者の父・中院雅忠薨）の2箇所だけであって（この2点は史実に合致する）、その他は一切年号の記載がなく（それがなくても、史実に照合することの可能なものもあることはたしかであるが）、「年もくれぬ」・「年もかへりぬ」・「ことし」・「こそ」・「をととし」・「またの年」等の表現で、時の経過が示されているにすぎない。1年内の季節や月の移り行きも、「年かへりぬれば」→「きさらぎのなかば」→「うづきのつごもり」→「みなづきのころ」→「秋のすゑつかた」→「ことしもくれぬ」というぐあいに示されている。

これらは、作品内容の年立にとっては問題のないところであるが、素材（史実）の年立ということになると、そこには作者の記憶の誤りや、構想・構成上の虚構の可能性を予想しなければならず、無条件に基準とするわけには行かない。それらは、上掲の第3条や、たとえば懐妊→着帯→出産というような記事内容の必然的な連続関係による裏付けを俟ってはじめて確実なものとなる。たとえば、或る章節が、「年明けぬれば……」と書き出され、その前の章節の年末ごろの記事を承けているようにみえていても、実は翌々年の記事であったり、同年中の夏から秋への移り行きのようにみえていても、事実としては或る年の夏の出来事を記した次に別の年の秋の出来事を記したりする、というようなことも、作品の構成上は有り得ないことではあるまい。事実、「とはずがたり」の作者は、その種の操作をかなりしばしば意図的に行なったようである。

つぎに第2条についてみても、上と同様であって、たとえば作中の作者の年齢は、父雅忠の没し

た文永9年に15才であったとされ、作中では他の時期における年齢もよくこれに合わせて統一されており（たとえば後深草院の33才のとき、すなわち建治元年には作者は18才であったとされている）、作品内容の年立としては全く問題はない。しかし、はたして実際にも作者は文永9年に15才、建治元年に18才であり、従って正嘉2年(1258)に生れたのであるかどうかは、確実には言えないのである。父雅忠の場合は、薨時50才とされているが、薨年月日（「文永九年八月三日」）は正確に史実に合致しているにもかかわらず、「公卿補任」に記す45才または48才（建長5年から正嘉2年までは雅忠の年齢の記載がなく、その前後では年齢に3才のズレがある）に合わない。「公卿補任」の記載を絶対視するわけではないが、この雅忠の没年齢50才と、その時の作者自身の年齢15才がしきりに強調されているところをみると、作者は、本書の執筆の当初から、文永9年の前後における自分の年齢を、実際よりも2、3才少なくサバをよむ必要を感じていて（或る重大な事実を秘匿するために）、文永9年の父の薨時の年齢50才、その時の自分の年齢15才、という切れのいい年齢数を設定したのではないかと、とも臆測される。いずれにしても「作者自から記している作中人物の年齢、年忌」は、「作者自から記している」ものであるだけに、いっそう素材（史実）上の年立の「基準」とするには不適當なのではなかろうか。

以上のようにみても、先に挙げた現行の年立のいくつかの難点は、その大部分が、素材的なデータと内容的なデータとの両方からする混成年立であるところから生じたものであるように思われる。そこで私は、本書の年立の再編成をこころみるに当たって、前記の玉井氏の挙げられた基準の第3のもの、すなわち、「作中の記事で、その年月が正史の上で明らかなもの」だけを基準とし、第1、第2にぞくするデータは、その年月日や年齢が、記事内容の接続関係に明瞭に対応している場合にのみ補助データとして採用する。という方法をとることにしたい。

I. 卷1(1~32)

1. 9~21節

卷1の年立の基準とすべきものは、まず第1に、前述の、9節の後嵯峨法皇崩御「文永九年二月十七日」「御年五十三」と、14節の作者の父中院雅忠没「文永九年八月三日」、15節の京極院崩、文永9年8月9日である。これを基準として、記事内容の連続関係（法皇崩御の前後。雅忠の死の前後。懐妊に伴う作者の動静）によって、9節から21節までは文永9年(1272)の丸1年間の出来事を記すものであることが知られる。

2. 22~26節

26節の後段に、「……………この秋のころにや、……………東の御方の御はらの若宮、位にゐ給ひぬれば……………」とあり、後深草院の皇子熙仁親王の東宮立坊は、建治元年(1275)11月5日であったから、記事内容の連続関係（作者の懐妊→出産→産後の経過）からみて、22~26節は建治元年末までの丸2年間の出来事の記事であることがわかる。

ところが、21節は文永9年末の記事であったから、そこから26節の建治元年末までは、文永10、

11, 建治元, と3ケ年の時が経過しているわけである。したがって, 22~26節の記事内容の2ケ年は, 文永10, 11年の2ケ年か, 文永11, 建治元の2ケ年か, 文永10, 建治元の2ケ年か, または3ケ年のどこか或る年の春の記事に翌年の夏の記事をつなぐといったような叙述の仕方をした結果生じた2ケ年なのか, 決定できない。またしたがって, 22~26節は, 文永10年から建治元年までの3ケ年間の記事であると言うにとどめなければならない。

この22~26節は, 作者の, 後深草院皇子の出産とその死(翌年), 「雪の曙」との間にできた女子の出産とその子の処置, を述べた記事を含んでいるのであるが, 作者はこれをあくまでも連続した2ケ年の出来事として書いているのであるから, ここには明らかに作者の意図的な作為があるわけである。その作為の動機が何であったかは, なかなか忖度しにくいけれども, 作為の事実そのものは, はっきり認めておかなければならない。

なお, この22~26節の記事の年時の徴証であるようにみえる一つの記事がある。24節の冒頭に, としかへりぬれば, いつしか六条殿の御所にて, 経衆十二人にて如法経かかせらる。こぞの夢なごりおぼしめし出でられて…………正月より御ゆびの血をいだして, 御手のうらをひるがへして法華経をあそばすとて, ことしは正月より二月十七日までは御精進なりとて, 御けいせいなどいふ御さた, たえてなし。さる程に, 二月の末つ方より心ち例ならず覚えて, 物もくはず…………という一節があって, この年の作者の懐妊が, 後深草院の胤を宿したのではないことを読者に示すための一文であり, 史実そのものに重点が置かれているわけではないとみられるが, これは, 「続史愚抄」の文永11年正月と2月の条下に,

((正月)) 〆〆日〆〆。本院幸六条殿奉為後嵯峨院。法華経被染宸筆。

((二月)) 十七日甲子。後嵯峨院三回聖忌。一院兼幸長講堂被行御仏事。

とあるのがそれであるようにみえる。「こぞの夢」云々も, 文永10年5月の, 龜山天皇による後院設置の拳を指すらしく思われる。だがこの「続史愚抄」の記事は, 「増鏡」だけを典拠とするものであって, この文永11年のきわめて重要な史実は, 他にこれを録したものが無いのである(現存の「吉続記」も「勤仲記」も, 文永11年の部分を欠いているという点もあるが)。そして当の「増鏡, 草まくら」の, これに該当する記事は, ほかならぬ「とはずがたり」の上記の記事を資料として, これを潤色したものであることが明らかである(「増鏡」の引用は省略する)。

その上, 何よりも決定的なことには, 後深草院が其処で血書の法華経書写をしたという六条殿と同長講堂は, 文永11年正月には存在しなかったのである。六条殿・同長講堂は, 序論中で触れたように, 文永10年10月12日(すなわち文永11年正月の3ヶ月前)に焼亡し, 建治元年4月のころ(すなわち文永11年の翌年)によりやく再建峻工した。文永10年の火災は, 「干時烈風之間, 所残不一准者」(「続史愚抄」という大火であったから, 玉井氏の, 「全部焼失したのではなく, 一部分空殿となって残っていたものと思われる」(「大成」106ページ)という想像は, おそらく当たらない。そこで, 後深草院の法華経血書々写は, それが実際に行われたとしても, 文永11年の1, 2月のことではなかった, と断定できよう。

それではそれは何時のことであったのか。建治元年4月の六条殿長講堂の再建以後も、それらしいものは記録には全く見られない。第一、院の血書写経というような異例の挙の動機となるような陰悪な状況——後嵯峨院の遺詔をめぐっての皇位継承問題に起因する後深草・亀山両院の対立——は、後深草院が太上天皇の尊号の返上を決意した建治元年4月のころをピークとし、同年11月の、後深草院皇子の東宮立坊以後はやや軽減されたようである。したがってかの血書写経は、やはりこのピーク時の前後であったろうと思われる。それゆえ、かの後深草院の血書写経は、相手方の亀山院が、建治元年正月23日から28日まで7日間、石清水に参籠して何事かを祈願し、つづいて2月12日亀山殿に幸し、翌13日から17日まで後嵯峨院御八講の間、同御所に滞留したのと同時期に行われたのであろう。場所は、出来上ったばかりの六条殿長講堂（移徙御幸は同年4月13日、御堂供養は同月21日であったから、まだ正式に使用したのではなかったであろう）か、または作者の記憶ちがいで、他のどこかで行われたのであろう。それは、後深草院の、尊号・兵仗等の返上（4月7日）の直前であって、まさに血書写経にふさわしい時期というべきである。

ただし、これは、24、25節にいう作者の「雪のあけぼの」の子の受胎と出産が、建治元年であった、という意味ではない。前にも触れたように、くだんの一文は、某年の正月のころから2月17日のころへかけての期間（「正月より2月17日まで……」）には、院と作者との間に、いわゆる肉体関係がなかったこと、したがってその年の作者の懐妊は別人（「雪のあけぼの」）の胤であったこと、を読者に示そうとしたものであるから、そこには、その時期についての、作者の臆化の意図がはたらいっていたかもしれない。それゆえ、この時の作者の受胎と出産は**事実として**は、文永11年と建治元年のどちらかであったとは言えるけれども、そのどちらであったかは確定できない。

3. 27～32節

27～31節は、前齋宮愷子内親王と後深草院との交渉を中心とする記事である。現行の年立は、前齋宮の帰洛を建治元年9月とする「続史愚抄」の記事があるにもかかわらず、種々の理由を構えたりして（たとえば「筑摩叢書」本補注409ページ参照）、これを文永11年秋のこととする。しかし、この場合「続史愚抄」の記事は、「増鏡」だけでなく、「歴代編年」にも拠って書かれており、また「増鏡、草まくら」の当該記事は、これも「とはずがたり」をほとんどそのまま取り入れているものではあるが、この場合は、「とはずがたり」には全く記されていない後日談（前齋宮と西園寺実兼・二条師忠との情事）を付け加え、前齋宮の薨年（「弘安七年二月十五日」）をも明記しているから、「とはずがたり」以外の資料をも参照したと思われる。何よりも「とはずがたり」の記事そのものが、＜建治元年＞を立証している。

……十一月の十日あまりにや、大宮院に御対面のために嵯峨へいらせ給ふべきに……御政務のこと、御たちのひしめきのころは……このころは……。春宮にたたせ給ひてのちは、みなからぎぬをかさねし程に、あか色のからぎぬをぞかさねて侍りし。……

ここに言う「御たちのひしめきのころ」とは、後深草院皇子の立坊の建治元年11月5日前後を指し、「春宮にたたせ給ひてのち」も立坊の日以後を指すことはいうまでもない。（松本寧至氏の「角

川文庫」本では、「御たちのひしめきのころ」に、「ここからもこの記事が文永十二年((建治元年))十一月五日以降のこととわかる」と注しながら((上巻61ページ))、年立にはこれを組み入れず、依然文永十一年のこととされており、同氏の「とはずがたりの研究」の年立も同様である。ここにも私の言う「混成年立」の困難があらわれている)。そこで、27~31節は、建治元年11月から12月へかけての記事であり、それに直接接続する巻1巻末の32節(「年も暮れはてぬれば、……けふをかぎりの年の名残には……」)は、同年歳末の記事であるとしなければならない。

4. 7~8節

7節から8節前段にかけては、東二条院の皇女出産の記事である。諸記録(「吉統記」・「御遊抄」・「御産御祈目録」等)によれば、後深草院妃東二条院は、文永7年9月18日皇女を出産した。同女院はこの時すでに39才であり、「とはずがたり」にも、「御としもすこしたかくならせ給ひたるうへ、さきざきの御産もわづらはしき御事なれば……」と書かれているところからすれば、同女院はこの文永7年以後は、もはや子を産むことはなかったと思われる、記録にももちろん見えない。

そして「群書類従」と「続群書類従」に収められた2種の「御産御祈目録」の、文永7年9月の東二条院の御産の条をみると、修法の種目(七仏薬師・五壇法・普賢延命・金剛童子・如法愛染王)が、「とはずがたり」のそれとすべて合致し、また殊に、「不動法常住院大僧正。御験者。」、「金剛童子
法常住院僧正」とあるのは、「とはずがたり」の、

金剛童子の事も、大納言申しざたしき。御験者には常住院の僧正まゐらる

と一致する。さらに、「吉統記」の文永7年9月19日の条には、「参内。去夜子刻。東二条院御産平安皇女云々。仙洞御混合。触穢之人々不可参内之由有沙汰」とあり、「とはずがたり」の、

……かはる御気色みゆるとて、御所へ申したれば、いらせおはしましたるに……

とあるのに、これまた符合する。それゆえ、7節の東二条院御産の記事は、明らかに文永7年9月18日のそれを記しているものである。

ところが、8節には、生まれた皇女の七夜ののちに起った後嵯峨法皇の人だまの怪異が記され、「かくて長月の頃にや、法皇御なやみといふ。……日々におもる御けしきのみありとて、年もくれぬ」とあって、次の9段の法皇崩御(文永9年2月17日)の記事につづいている。

これによれば、7節の女院の御産は、文永8年の8月20余日(「八月にや……廿日あまりにや……」)のことであったということになる。これは、作者の記憶ちがいによるものか、または意図的な作為によるものか、判断に苦しむところであるが、そのいずれであるにせよ、ここでも史実(素材)の年時と、作品内容の年時との間に1ケ年のズレが生じているわけである。

先述のように、22~26節は、史実上の文永10・11・建治元の3ケ年を、2ケ年のこととして叙述しているが、7~9節の場合は、これとは多少異っていて、7節と8節の中段までは文永7年の8、9月のことを記し、8節の末尾の「かくて長月の頃にや、法皇御なやみといふ。……」から9節へかけては、文永8年の9月から翌9年2月へかけてのことを記しているわけで、結局、文永7年の9または10月から、文永8年8月までの記事が、有るべくして欠けているのである。

このことを言い代えると、本書における、「かくて長月の頃にや」のような時日の経過を示す表現は、事実としては、必ずしも額面通りには受け取れないわけである。これは、先述（序）の、玉井氏が挙げられた年立の基準の第1条（「作者自から年月日を記しているところ」）が、素材上の年立の基準とはなし得ないことの1証例である。

私は、以下検討をすすめるに当って、このことを常に念願に置いておきたいと思う。

5. 1～6節

巻1冒頭の1～6節は、作者がはじめて後深草院の側室となった某年の、元旦から秋のはじめまでのことを記す。作品内容の年立としては、3節中に、作者が14才になっていることを示す「十とて四つの月日」云々の院の言葉があり、これを、13、14節の、作者文永9年15才（「十五年の春秋」）から逆算すると、文永8年（すなわち、作品上で東二条院の御産の年とされている年）の前半のこととして書かれていることはたしかである。しかし、素材上の年立にとっては、作者の年齢（すなわち玉井氏の「基準」の第2条）はデータとはなし得ないことは、序で述べた通りである。むしろ私は、本書のような性格の作品において、作者が、なんらかの動機で、虚構をこころみとするならば、その具体的な方法として、一番最初に思い付くのは、作中の自分自身の年齢を、実際のそれからずらして設定する、という方法ではなかろうか、と考える。動機の如何にもよるが、もしその動機が、作品中の素材とされた事実を臚化することにあつたとすれば、この方法が最も手軽で、しかも効果的であろうからである。そしてまた私は、事実、本書の作品は、作中の自分の年齢を、実際よりも3才若く設定したであろう（実際には、彼女は文永9年には18才であつたであろう）、と推測している。だが、これについては、ここではこれ以上触れない。

ところで、1～6節中には、史実に照合し得べき記事が1個所ある。それは、2節の末尾の、

三日、法皇の御幸この御所へなるに、このきぬを着たれば、大納言、「……………、御所より給はりたるか」といふも……………

というもので、正月3日に、後嵯峨院の後深草院御所への御幸はじめがあつたわけである。この「三日」という日付は、前後の文章からみて、正確に事実通りに書きつけたものと思われる。

「吉続記」と「続史愚抄」を検すると、文永元年から同8年までの間で、新春に後嵯峨院の、後深草院御所への御幸の記事がみられるのは、元・2・5・6・8年の5回であり、そのうち正月3日の御幸は、元・2・5年の3回で、このころの慣例であつたかとも思われる。文永6年の場合は、3日は後深草院の御幸はじめで、中院大納言すなわち作者のいう「大納言」（父雅忠）もこれに供奉しており、後嵯峨院の御幸はじめは5日である。また、文永8年の場合は、2日に後嵯峨院の御幸があつて、翌3日には、後深草院が後嵯峨院の万里小路殿に幸している。

したがって上掲の2節の「三日」は、文永6年1月3日でも、また8年1月3日でもなかった、とみるべきである。また、7年の場合は、1月23日に後嵯峨・後深草両院が石清水社に幸し、7日間参籠しているが、年頭の御幸はなかつたらしく思われる。

そうすると、結局、2節の記事、またしたがって1～6節の記事全体（それは6節の末段を除いて、

某年の元旦から正月いっぱいぐらいまでの間のことを記す)は、1月3日に後嵯峨院の、後深草院御所への御幸が行われた文永5年のことを記している、と推定される。

またそうすると、この1~6節の文永5年から、つぎの7節の文永7年までの、年月の経過(その間の記事の空白)が問題となる。文章の表面上では、続き具合は、6節の末段に、

いく程の日数をへだてで、このたびはつねのやうにてまゐりたれども、なにとやらむそぞろはしきやうなる事もあるうへ、……いつしか女院の御方さま、心よからぬ御きそくに、なりもて行くより、いとど物すさまじき心ちしながら、まかよひるたり。御夜がれといふべきにしあらねど、つもる日数もすさまじく、又まゐる人のいだしれも、人のやうにしきいがましく申すべきならねば、その道しばをするにつけても、……とのみぼえて、あけくれつつ、秋にもなりぬ。とあり、7節は、

八月にや、東二条院の御産、すみの御所にてなさるべきにてあれば、……

と書き出されていて、あたかも同年中のことを記しているようによそおわれている。

しかし、私は、前項(4)の末尾で指摘したように、8節末段の「かくて長月の頃にや」が、実は1ヶ年の時日を飛躍した表現であることを、思い起すべきであると思う。上掲の引用文は、もしこれが、作者がはじめて院に接した正月のころと同じ年のことを記したものとすれば、きわめて不審な内容を含んでいる。すなわち、「又まゐる人のいだしれも……その道しばをするにつけても」とは、

「また上皇の夜のお伽として出入りする女の世話についても、他の御方たち(上皇には作者の他に数人の寵人がある)のように、かれこれ申上げることできないから、その手引きをするにつけても」(玉井氏「大成」42ページ。なお、松本寧至氏の「角川文庫」本の現代語訳も、次田香澄氏の「日本古典全書」本の注解も、これとほぼ同様である)。

というような意味であろうが、そもそも正月18日に、作者の叔父の善勝寺大納言に向って、

あまりにいふかひなきみどり子のやうなる時に、うちすてがたくてともなひつる。しばし人にしらせじと思ふ。うしろみせよ。

と言った後深草院が、その後半年も経つか経たぬうちに、他の女性の寝所入りの手引きを作者にさせる、というようなことは、はたして有り得ることであろうか。(ちなみに、作品の上では、作者はこの時わずかに14才である)。常識的に考えても、これは、作者が院の妾として御所生活に十分なじむようになったころのことであろう。そしてそれは、かの正月の新枕から1年以上経ったころ以後のことであつたらう。

そこで私は、上掲6節の、「御夜がれといふべきにしあらねど」から「あけくれつつ、秋にもなりぬ」までは、文永5年の後半から、同7年の秋ごろまでのことを記したものであろう、と推測する。(作者の年齢は、文永5年14才、同7年16才であつたらう)。

以上の、巻1の検討の結果を表示すると、つぎのとおりである。

り侍るにこそ」とあり、かの13、14節の〈文永9年、作者15才〉からすれば、この「今年」は建治元年であることになる。通説も、これを根拠として、本節を建治元年の記事とみたために、上述のような、記事内容（それはどうしても建治2年のことでなければならぬ）とのくいちがいが難問題になるのである。

この矛盾は、つぎのように解釈することによって解消させるべきであろう。すなわち、作者はかの7節で文永7年の東二条院の御産を文永8年のことであるかのように書いたのと同様に、建治元年のことを、同2年のことであったように見せかけて、実際の年時を臚化しようとしたのであろう。

2. 34～36節

34～36節は、正月15～21日ごろの、院・東宮の御所での「御かたわかち」と、それに伴う「あがひ」の記事であるが、従来の年立は、これを建治元年とする。しかし、ここに東宮と「傳の大臣」（左大臣二条師忠）が登場している以上は、これは建治元年11月5日の立坊（同日、師忠東宮傳となる）以後、すなわち建治2年正月か、それ以後の年の正月の記事でなければならぬ。前節(33)が建治2年正月1～3日ごろの記事であったから、本節の記事も、やはりそれに引きつづいて同年正月中旬のころのことを記しているものと思われる。

だが、前節の場合と同様のことが、ここにもみられる。すなわち、35節中に、後深草院が「わが御身三十三にならせおはします」と言った、とあるが、後深草院の33才は、史実としては建治元年に当たっている。したがってこの場合も、作者は、建治元年の出来事を、同2年のことであるかのように見せかけて年時を臚化したのであろう。

3. 37節

37節の、

かくてやよひのころにもなりぬるに、例の後白河院の御八講にてあるに、六条殿長講堂はなければ、正親町の長講堂にておこなはる。けちぐわん十三日に御幸なりぬるまに、御まゐりある人あり。……

という記事は、既述の巻1、24節の、

としかへりぬれば、いつしか六条殿の御所にて、……如法経かかせらる。……法華経をあそばすとて、ことしは正月より二月十七日までは、御精進なりとて、御けいせいなどという御沙汰たえてなし。……

という一文と、非常によく似たケースであって、後白河院御八講云々は、そのこと自体よりは、「御まゐりある人」を語るためにとりあげられたにすぎない、とみられる。しかしそれについてはあとで述べるとして、この御八講は、史実としては何時のことであつたろうか。

それが現行の年立にいう建治元年(1275)ではなくて、弘安2年(1279)のことであつた、という点については、すでに序論でかなりくわしく述べたので、ここではそれを若干補足するにとどめるが、六条殿とその長講堂は、文永10年(1273)10月12日に焼亡し、建治元年(1275)4月13日に再建成って後深草院がこれに移徙御幸し、同月23日には長講堂供養が営まれた（「続史愚抄」）。その所在地は、

焼亡以前と同じ六条西洞院であった。このことは、次に挙げる「続史愚抄」の、建治3年の再度の火災の記事でわかるのであるが、かの御八講の行われた時期を知る上に、きわめて重要な事実である。すなわち、建治元年の3月（上記の移徙御幸・堂供養の行われた4月の前月。このころには建物はすでに出来上っていたはずである）のころには、「長講堂」といえば、それは六条西洞院の長講堂をさすのであって、それ以外には、「正親町の長講堂」と呼ばれ得るようなものは存在しなかったはずである。また、その時期にはすでに建物はできあがっていたと思われるから、「六条殿長講堂はなければ」と書かれていることにも不審がある。

さて、この六条殿・同長講堂は、建治3年(1277)7月14日に再び焼亡し、そして2年後の弘安2年(1279)3月、正親町高倉に移建完工した。これがいわゆる「正親町の長講堂」である。

((建治3年7月))「十四日。……火起近衛西洞院左獄。須臾本院御所^{六条西洞院殿}。長講堂^{当時非御所}……等已下焼亡」(「続史愚抄」)

((弘安2年3月))「ゞ日々々。移造六条殿長講堂於正親町高倉^{去建治三年七月焼亡}。本院有移徙御幸。暫御座後還宮」(「同上」)

したがって、「後白河院御八講」が、本来の、六条西洞院の「六条殿長講堂」がもはやなくなったために、「正親町の長講堂」で行われたのは、弘安2年以後のことではなければならない。そして、弘安2年の3月には、まさしく「長講堂後白河院御八講」が催されているのである(((3月))「九日、長講堂後白河院御八講始」,「十三日。……後白河院御国忌結願」)。37節の「御八講」は、この弘安2年3月のものを指しているに相違ない。

しかし他方、本節は「かくてやよひのころに……」と書き出されており、また「六条殿長講堂はなければ」と、六条殿長講堂がないことをわざわざ記しているのであるから、この場合も作者は、前諸節(33~36)の建治元年正月に引きつづき、同年3月のこととして書いているわけであり、前諸節(建治元年のことを同2年のこととして書く)とは少しちがっていて、弘安2年のことを建治元年のこととして書くというよりも、弘安2年のことと建治元年のことを、いっしょに結びつけて書いているようにみえる。これはいかに解釈すべきであろうか。

作者は、巻2と巻3においては、展開すべき主・副2つの主題を持っていた。第1主題は、すでに巻1からはじまっている後深草院と自分との関係を中心とする院御所における生活経験であり、第2主題は巻2からはじまる「有明の月」と自分との関係の経緯である。第1主題は、素材的事実としては、文永5年~建治元年(巻1)、建治元年正月(巻2, 33~36)を経て、弘安2年(37以下)に新展開を示す。第2主題は、素材的事実としては、建治元年3月(37)を発起点とし、建治3年(44)を経て、弘安元年末(66)を以てほぼ終熄し、弘安5年に再燃する。

これらの点の詳細は、後述にゆずるが、このように第2主題の素材的事実は、第1主題のその空白期間(建治元年3月~弘安元年末と、弘安5年以降)に起っているのであるから、通常の場合であったならば、作者はこの両主題を、年月の経過を追って順次展開させて行けばよいわけであるが、この場合、作者には、そのような単純な叙述方法をとることのできない或るわけがあった。

作者は、37節に自分の愛人としてはじめて登場する「御まゐりある人」を、40節では「この阿闍梨((延命供の))」と呼び、また44節以後は「有明の月」と呼んで、本書全篇を通じ、匿名で押し通したが(もう一人の匿名人物、「雪のあけぼの」についてはここでは触れない)、そのことだけからもわかるように、彼女は、この人物の正体(いわゆるモデル)を、読者に知られたいくなかった(知られることをおそれた)と思われる。しかしその人物との交渉を筆にする以上は、書き進めて行くうちに、どうしてもその人物の素性が或る程度読者の前に明らかにならざるを得なくなってくる(げんに、現代の読者にも、その人物が、真言宗の高僧で、後深草院に親昵し得た者であったろう、というぐらいの見当は比較的容易につけられるのである)。それでもなおかつ、的確に正体を突きとめられることを避けようとするすれば、彼と自分との交渉の経過を、事実通りに、年月を追って叙述するのでなく、なんらかの別な叙述の仕方をしなければならない。

そこで作者は、第1主題についての巻1以来の叙述が、「有明の月」を主人公とする第2主題の発起点たる建治元年のころに達した時点で、第1主題の記事内容を、その新展開時期たる弘安2年の3月の時点まで飛躍させ、それ以後は、弘安2年3月にはじまる第1主題の記事と、建治元年3月にはじまる第2主題の記事とを、適宜織り交ぜて筆を進める、という方法を選んだのだ、と思われる。(37節の場合、後白河院御八講が「正親町の長講堂」で行われたのは弘安2年3月であり、「有明の月」が「例の後白河院の御八講」の結願の日に後深草院に「御まゐり」して作者に対面したのは建治元年3月で、場所は、建治元年に再建された六条西洞院の長講堂であったわけである。したがって、この後者の点((第2主題))からすれば、「六条殿長講堂はなければ、正親町の長講堂にておこなはる」という一句は、虚構であるということになる。言い代えると、作者はこの虚構の一句を以て、建治元年3月を弘安2年3月に、作品の上で、結びつけたのである)。

この叙述方法をとることによって何が得られるかといえは、それは、「有明」と作者との交渉の時期が臙化される、ということである。作者は、この時期を臙化することによって、「有明」の正体と、或る別な人物とが紛らわしくなり、それによって「有明」の正体が臙化される、と考えたのであろう、と私は推測する。

4. 38～43節

38～41節は、接続語句や、月の挙げ方や、記事内容の関連や接続関係(六条殿長講堂・両院同座の御遊・「有明の月」・「近衛大殿」等)からして、37節と同一年中の出来事を記すものであるように見える。上述のように37節が、第1主題としては弘安2年の、第2主題としては建治元年の記事であるとすれば、これらの諸章節も、第1主題にぞくする記事の場合は弘安2年の、また第2主題の記事は建治元年の記事であろうことが予想される。以下、順次検討することとする。

イ. 38節

本節は、

さるほどに、両院御なか、心よからぬ事、あしく東さまに思ひまゐらせたるといふ事きこえて、この御所へ、新院御幸あるべしと申さる……………

というものである。後深草院と亀山院との和解のための、両院同座の催し事がしきりに行われたのは、弘安2年のころのことであった、ということは、本稿の序ですでに述べた。「続史愚抄」にみえる両院同座の記事は、弘安2年の正月から9月へかけて、実に8回に及んでいるが、弘安元年以前には、同年に1回それらしいものがあるだけで（「(四月)十日……本院新院等幸吉田泉、被覽競馬九番」）、建治年間には絶えてこれを見ない。それでは、本節にするす両院同座の蹴鞠は、いつ行われたものであったろうか。(弘安2年の記事とみられる41、52～56節に登場する「近衛大殿」が、すでに本節に登場していることに注意。)

「続史愚抄」の弘安2年3月の条に、某日（「>日」。初旬）のこととして、もっぱら「増鏡」の記事を引き、

新院為桜花御覧。幸本院御所。……両上皇東宮等有蹴鞠御興。……

と記されている。しかし「増鏡」の記事そのものが、ほかならぬこの「とはずがたり」の記事に拠って書かれたものようであるから、一応保留しておく（ただし、「増鏡」はほかの資料をも参照したらしい形跡もある。いずれにしても、「増鏡」の作者が、これを弘安2年のこととしている点には注意しなければならない）。むしろ「吉続記」の弘安2年4月10日の、

今日御幸富小路殿、可有御鞠云々。(「御幸」は亀山院のそれであり、「富小路殿」は後深草院の御所である)

の方が確実である。38節は、たとえこの時のことではなかったにしても、弘安2年のはじめのころのことであった、と考えてよかろう。（なお、後述46節の項、参照）。

ロ. 39節

本節は、

まことや、六条殿の長講堂つくりたてて、四月に御わたまし、御堂供養は曼陀羅供、御導師は公豪僧正……

というものであるが、37節の記事（「……やよひのころ……例の後白河院の御八講にてあるに、六条殿長講堂はなければ、正親町の長講堂にておこなはる……」）が、前述の通り弘安2年3月のものであるならば、本節はその翌月の移徙御幸と御堂供養の記事であることになろう。3月の記事では「六条殿長講堂はなければ」と言っておきながら、4月の記事では唐突に、「六条殿の長講堂つくりたてて」と言うのは、いささか不自然であるが、その点は、建治元年再建時の記事とする通説にとっても同様であるし、この辺りに作者の臚化の技巧の跡がうかがわれる。なお、六条殿とその長講堂は、正親町高倉に移建後も「六条殿・長講堂」と呼ばれたこと（「続史愚抄」国史大系本・前篇90ページ）、正親町東洞院に以前からあった「正親町殿」（同書389ページ等、参照）はこれとは別の御所であること、は既述のとおりである。

だが問題は、移徙と堂供養が4月であったとされている点（39節）と、また従ってそれ以前の3月に長講堂で御八講が行われ、結願の日に御幸があったとされている点（37節）である。

建治元年の場合は、移徙は4月13日、堂供養は同23日であり、しかもその折の導師は、本節にいう「公豪僧正」であったから（「続史愚抄」）、そのことだけからすれば、本節（39）に関するかぎり、通説のとおり建治元年の再建時の記事とする方がよさそうに見える。

これに反して、弘安2年の場合は、「愚抄」には、3月初旬の某日（「(三月)ノ日」）のこととされているから、本節の「四月に御わたまし」を信ずるかぎり、当らないことになる。

しかし、実はこの「愚抄」にいう「三月ノ日」は、確実ではないのである。「愚抄」は、「増鏡」と「兼仲卿記追」を資料としているが、「増鏡」はこの場合も「とはずがたり」に大巾に拠っているから、証拠にはならない。「兼仲卿記追」というのも、「兼仲卿記」すなわち「勘仲記」の弘安2年3月9日の条に、「事了参長講堂正親町高倉、御八講初日也」とあるところから、「愚抄」の編者が、3月9日の御八講以前に移徙や堂供養が行われたはずだと推測したにすぎない。（ただし、それを3月某日とした理由は明らかでない。2月または1月、またあるいは前年の弘安元年中であったかもしれないのである。尤も、建治3年7月に焼亡したのであるから、再建落成は弘安2年3月をあまり遠くさかのぼることはできない）。（また、言い落したが、「増鏡」には、「六条殿の長講堂も、焼けにしをつくられて、その頃、御わたまし給ふ。四月のはじめつかたなり」とあるが、これを建治のこととしてではなく、弘安2年のこととして書いている）。

私は、やはり本節は建治元年のことではなく、弘安2年のことを記したものであり、本節にいう「四月」は、記事内容の時期を（弘安と建治とを）紛らわしくするという、作者の臚化法に由ると考える。その根拠は、一つには、37節が弘安2年の記事である以上、この39節もそうであろう、ということにあるが、他の一つは、本節の「いだし車」云々の記事と、46節（弘安2年3月の記事）の「いだし車の事」云々の記事との関連にある。だが、今ここでは説明がしにくいので、46節を検討する際に述べることにする。ただ、前記の、堂供養の導師公豪僧正の問題についてはつぎのように考えている。

公豪は、建治元年以後も健在で、弘安元年4月天台座主となり、同2年の正月には亀山院御所での尊勝茶羅尼供養の導師となり、5月にも炎旱御祈のために阿闍梨として水天供を修した（統史愚抄）。それゆえ、彼が、弘安2年の長講堂供養にも、建治元年の時と同様、導師となったことが十分考えられる。また、たとえそうではなかったにしても、本節の「御導師は公豪僧正」も、上記の「四月に御わたまし」と同様、作者の臚化の意図によるものであった。と考えることができる。

ハ. 40節

40節は、

かくしつづ八月のころにや、御所に、……………そこはかとなくなやみわたり給ふ事ありて、……………九月の八日よりにや、延命供はじめられて七日すぎぬるに……………、さてもこの阿闍梨に御参りあるは、この春、袖の涙の色をみせ給ひしかば……………

このたびの御修法は、心よからぬ御きせい、仏の御心中もはづかしきに、二七日のすゑつかたより、よろしくなり給ひて、三七日にて御結願ありて出で給ふ。……………

というもので、8~9月の後深草院の病氣平癒祈願に、「有明の月」が阿闍梨として延命供を行じ、修法の期間中に作者に情交を迫り、ついに思いを遂げたことを記す。これは、「この春、袖の涙の色を……………」の一句によってわかるように、明らかに先述の37節（「……………やよひのころ……………御

まゐりある人あり……いつはりならずみゆる御袖のなみだ……)」の第2主題の展開であり、37節と同年（建治元年）8、9月のことを記しているものである。

ところが、記事の内容からみると、この40節は、つぎの41節へは接続しない。40節によれば、後深草院は8月から9月下旬まで病気であったのに、41節では9月に六条殿で供花が催されたのち、同院と亀山院の伏見御所御幸があったことになっている。そこからして、41節は40節の翌年の記事ではないか、という疑問も出てくるのである（「岩波文庫」本、注解98ページ）。

しかし、巻2の記事は、表面上は、33～36（1月）、37（3月）、39（4月）、40（8、9月）、41（9月）とつづいているのであり、接続的語句も、「かくしつづ八月のころにや」、「九月には御花……」というぐあいになっているのであるから、作者としては、40～41段を、同年中の8、9月のこととして書いているわけである。

思うにこれは、第1と第2の二つの、時期の異なった主題を、単一の時間経過の線上に展開させるといふ、作者が巻2と巻3とでとった構成法の、最初の小破綻である。素材的事実としては、40節は建治元年の、また41節は弘安2年の（後述）、ことを記しているのであって、両者を無雑作にならべて配列したために、読者が通読して不審をおぼえるような破綻が生じたのであろう。しかし、私としては、この40節よりもむしろつぎの41節の記事の方に、この破綻の因があると考えている。

二. 41節

九月には御花、六条殿の御所のあたらしきにて、はえばえしきに、新院の、御幸さへなりて、「女房たちあいしにたまはらん」など申させ給ふほどに、……よろづものおもはしき心ちのみしてつねはひき入りがちにてのみ侍りしほどに、御花はてて松とりに伏見の御所へ両院御幸なるに、近衛大殿も御参りあるべしとてありしに、いかなる御さはりにか、御まゐりなくて、御ふみあり、……なか二日の、御とうりうにて、ふしみ殿へ、御幸など有りて、おもしろき九献の御しきどもありて、還御。

この41節は、いろいろ疑点の多い章節であるが、それを述べる前に指摘しておきたいのは、本稿の序ですでに言っておいたように、伏見御所は弘安元年の数年前に焼失し、弘安元年の11月によりやく再建が完成したということである（「勘仲記」の弘安元年11月28日の条に、「……経持乗予車参伏見殿、依愛染王堂供養也、（中略）此御所先年有焼失事、今度被終土木之功、去八日被遂御移徙、……」という記事がある）。弘安元年からいって「先年」というのであるから、弘安元年の3年前の建治元年（通説の、本節の記事の時期）のころには、あるいはまだ焼けてはいなかったかもしれない。しかし、それを別にしても、本節は両院の御幸の記事であるから、しばしば述べた通り（序論、第Ⅱ節4のイ）、これは建治元年のことではあり得ず、おそらくは弘安2年のことであつたろう（「増鏡」もこの記事を取り入れ、弘安2年のこととする。「愚抄」も同じ）。

さて本節には、つぎのような疑念が持たれる。

1. 「勘仲記」の弘安4年5月6日の条に、「自今日被始行供花、長講堂焼失之後、近年於富小路殿被行之」という記事がある。また同書（および「春能深山路」）によれば、弘安3年5月の供花は

富小路殿、同年9月のそれも同じ、同6年5月には関白兼平によって大宮殿で、同7年5月には富小路殿でそれぞれ行われた。他方、建治2年の9月には長講堂で行われている。これによってみれば、建治3年の六条殿・同長講堂の焼失以後は、それが弘安2年に正親町高倉に移建されたのちも、供花は富小路殿において行われるのを例としたことはたしかである。(ただし、弘安9年5月には六条殿で行われた)。

そこで、本節の新造六条殿御所が、上述の通り、建治元年のそれではあり得ず、弘安2年のそれであるとすれば、本節の記事には虚構があると考えざるを得ない。

2. 本節の後段は、両院の伏見御幸の記事であるが、その時招かれながら不参であった「近衛大殿」の歌と後深草院の返歌だけがとりあげられ、かんじんの御幸については、「なか二日の御とうりうにて、ふしみ殿へ御幸など有りて、おもしろき九献の御しきども有りて還御」というまことに簡略な、しかもメモ風の記事だけで終わっている。そして、この一文は、中二日の逗留・ふしみ殿((伏見下御所))御幸・「おもしろき九献の御しき」のすべてが、後述する53~56節の伏見殿御幸(近衛大殿の請いによってその子息に今様の秘事を伝授するための御幸)の記事の内容と合致していて、ますますその記事のためのメモであるような感じがする。
3. 前項(ハ)で述べたように、本節は前節(40)との記事内容の接続関係に難がある。

以上の諸点からして、私は、本節の、六条殿御所における九月の供花、その後の両院の伏見御所御幸は、作者の虚構であったらうと思う。後深草院が行なった富小路殿での供花に亀山院が幸した史実があるが(弘安7年。「勘仲記」参照)、作者はこれを本節の記事にとり入れたのもあろうか。ただ、後深草院が、「近衛大殿」(すなわち鷹司兼平)を伏見御所へ招待したが、大殿の都合がわるくて、取りやめ、または延期になった、という事実は有ったのであろう。それは、おそらく上記の53~56節に記された伏見殿御幸のすこし以前のことで、53~56節の御幸は、それが実現されたものであったらう。そしてそれはいずれも弘安2年の5~7月のころのことであつたらう(その点については、53~56節を検討する際にもう一度触れることにする)。

それでは、作者はなぜこのような虚構の記事をここに挿入したのだろうか。それはおそらく、第2主題の40節の、8、9月の記事と、同じ第2主題の44節前後の年末の記事との間の時間的空白を埋めるためであつたらう。その空白は、第1主題の記事で埋めるべきものであるが、第1主題の展開としては、その期間を埋めるべき材料に欠けていた(言い代えると、第1主題にとっても、その期間は記事にすべき材料が、かの近衛大殿の一件以外には、なかった)ために、近衛大殿の一件に絡ませた構虚の一文を、ここに挿入したのであろう。つぎにいう42、43節についても同様のことが言える。

ホ. 42, 43 節

この2節は、後深草院の漁色ぶりを語る純然たる挿話で、第1、第2の両主題の展開のいずれにも全く関係がないが、10月の10日から11日にかけて起つたこととされており、上述の、40節と44節との間の空白の埋め草とされている。

記事中、後深草院の命で女の手引をした「資行の中将」（「資行の中将まゐりて、『うけたまはり候ひし御傾城ぐしてまゐりつる』よし案内すれば……………」）は、27節（建治元年）にも登場するが、「春能深山路」によれば、弘安3年のころ、後深草院の側近に侍していたことがわかる（「（四月十三日）資行朝臣はこなたのせうにんにて御幸の御供す」、「（四月十六日）右方のせう人すけゆきの朝臣、院より仰をうけ給はるかにて、是非物を申さず、其けしきことにおかし」）。もとよりこれを十分な徴証とするわけには行かないが、42、43節の記事は、事実としては弘安初年のころのことであつたと考えてよからう。

5. 44～56節

イ. 44節、45節第1段

44節（45節の第1段を含む）は、全節、「有明の月」との交渉の展開を記すもので、その経過はつぎの通りである。前節(43)につづいての年末、有明と作者との間に手紙の交換が時々有って「また年もかへり」、春は両院の「御花合せの勝負」があつたりして、作者は「ことしは御所にのみ、つと候ひて秋にもなり」、「なが月の十日あまり」のころに、善勝寺隆顕の手引きで有明に逢う。その後、「くれ行く年におどろきてや」、有明から、「……………ことし二年、夜はよもすがら面影を恋ひて涙に袖をぬらし……………」云々という、脅迫じみた内容の手紙が来、それを送り返したりして、「むなく年もかへ」った。翌年正月、作者は院に伺候した有明に酒の酌をしようとして急に発作を起し、その場をさがって、のち10日ほど寝込んだ。

つまり44節は、素材的事実としては、40節の建治元年8、9月の記事に引きつづき、同年末から建治3年(1277)春までの、有明と作者との交渉の経過を記しているわけであるが、もとより照合すべき史実はどこにも見出せない。ただ、本節の第二段の、

……………また年もかへりぬ。新院・本院御はなあわせの勝負といふ事ありて、しらぬ山のおくまでたづねもとめなど、この春はいとまをしきほどなれば、うちかくろへたるしのび事どももかなはで、おぼつかなさをのみかきつくす。ことしは御所にのみ、つと候ひて秋にもなりぬ。……………
という記事は、多少注目されるが、＜両院の花合せの勝負＞というようなものは、建治年間ももとより、弘安年間にも記録がなく、また、「しらぬ山のおくまでたづねもとめなど」、にしても、「おぼつかなさのみかきつくす」、にしても表現が観念的で、またあいまいであるところからしても、これもまた経過した時日（記事の空白）を埋めるための架空の挿入文ではなかつたらうか。

ロ. 45節第2段以下、46節

この両節は、某年の春のころ（「かくて、きさらぎの頃にや……………」）、後深草院御所（富小路殿か）・嵯峨御所・伏見御所でつぎつぎに催された両院の小弓の競技の「負けわざ」の記事である。

これもまた照合すべき史実は、記録に見当たらないが、記事内容（素材）の年時を推定するための手がかりが、記事そのものの中に見出される。それは、46節の、次のような一節である。

……………座をしもへおろされぬ。いだし車の事、今さら思ひ出されていとかなし。姪、叔母には

なじかよるべき。……

これは、伏見御所での「六条院の女楽」に際して、作者が、自分の役柄や席次に関し、祖父四条隆親（その女、「今参り」）との間に悶着を起し、自分の叔母に当る「今参り」の下座につかされた憤懣を述べたものであるが、諸訳注書は多くこれを、この個所のすこし前に、

今参りは、当日、もんの車にて、さぶらひ具しなどして参りたるを見るにも、我が身のむかし思ひ出でられてあはれなるに、……

とある「今参り」の「もんの車」を指す、としているが、これは語釈上からいっても明らかに誤りで、「今参り」が単独で御所に乗りつけた「もんの車」を「いだし車」と呼べるはずはないし（たとえ「いだし衣」を出していたにしても）、またこの解釈では、「今さら思ひ出されていとかなし……」の文意がよく通じない。これは、39節に、

御わたましには、いだし車五輛ありし一の車の左にまゐる。右に京極殿。なでしこの七衣、若菖蒲のうはぎなり。京極殿は五ぎぬなり。……

とあるのを指しているに相違ない。ここにみえる「京極殿」は、22、26節にもその名がみえ（「をばの京極殿」「京極殿」）、これも隆親の女で、作者には叔母に当る女性と推定されている（「筑摩叢書」本、補注409ページ）。つまり作者は、39節の、六条殿長講堂移徙御幸（弘安2年）に供奉した折には、叔母の京極殿よりも上席（「いだし車」の第1輛の最上席）に坐ったのに、今度の「女楽」では、同じく叔母に当る「今参り」の下座につかされたことを悲しんだのである。このように解してはじめて「姪、叔母にはなじかよるべき」という一句も、納得が行く。

そうすると、46節の「いだし車のこと」云々は、そこから多少隔った39節の記事を承けているわけで、また諸訳注者が、上の点に気づかれなかったのも、このように両記事が隔っているためであったろうが、両記事の素材が、実際の出来事としては時間的に近接して（引きつづいて）いたからこそ、作者は説明ぬきで、「いだし車の事、今さらに思い出されて……」、とかなり唐突に書いたのであろう。（なお、「今参りは……我が身のむかし思ひ出でられてあはれなるに」、の「我が身のむかし」は、作者が後深草院とはじめて契った翌朝、院の車に同乗して御所入りしたときのこと（(5、6節)）を指しているものとみるべきであって、「いだし車の事、今さら思ひ出されていとかなし」とは直接関係はないと思われる）。

さらに第三に、46節の「女楽」は、伏見殿で行われたのであったが、「序」でも、また第II章4ニでも述べた通り、伏見殿御幸は、通説の建治3年には有り得なかったことはたしかであり、おそらくは、弘安元年11月の数ヶ月後の、翌2年の3月（47節に「三月十三日」のこととされている）、後深草院が、新築成った同御所へ、亀山院を招待したものであったろう。

このようにみえてくると、さきに（II4口）保留しておいた39節の長講堂移徙御幸（上述の「いだし車」はこの御幸の際のもの）の時期は、3月13日の「女楽」以前であったことになり、先述の、〈弘安2年3月の長講堂後白河院御八講（13日結願）以前〉という推定と合致する。「四月に御わたまし」はやはり虚構であったわけである。

ハ. 47～51節

46節につづく47～51節は、記事内容の連続関係（作者が、女楽の折りの悶着から御所を出奔したのち、諸処に隠れ、結局帰参し、「雪のあけぼの」との間に生れた女兒と対面するまで）からすれば、弘安2年の3月から4月晦日までの記事であることになるが、そのことを裏づける記事が、48節の冒頭にみられる。

さるほどに、四月のまつりの御棧敷の事、兵部卿用意して両院御幸なすなどひしめくよしも、耳のよそに伝へききしほどに、おなじ四月のころにや、内・東宮の御元服に、大納言の年のたけたるが入るべきに、……善勝寺が大納言を一日かり渡して参るべきよし申す。……さにてはなくてひきちがへ、経任になされぬ。さるほどに、善勝寺の大納言ゆゑなくはがれぬる事、さながら父の大納言がしごとやと思ひて深くうらむ。……同宿もせんなしとて、北の方が父、九条中納言家に籠居しぬるよし聞く。……ふみにて、「かかる所に侍るを、たちよりたまへかし」など申したれば、「……」など言ひて、暮るるほどにぞたちよりたる。

通説は、この一節中の、「内・東宮の御元服に……」から、「……と思ひて深くうらむ」あたりまでの出来事（後宇多天皇の元服・四条隆親の大納言還任・同人の天皇元服上寿・隆顕の辞任・中御門経任の任権大納言）が史実に合致するところから、この48節を建治3年4月の記事とする。しかしこの通説は、上の一節中にみえるもう一つの史実を見落している。

「勘仲記」の弘安2年4月21日の条に、

今日賀茂祭也、上皇於一条室町御棧敷殿御見物、四条前大納言為雑掌自曉更向棧敷、……

とあり、兵部卿隆親が賀茂祭に棧敷殿の雑掌を承ったのは、まさに弘安2年4月のことであったことがわかる。彼はこの時77才で、同年9月には薨じたが、この時はまだ健在だったわけで、「勘仲記」の著者勘解由小路兼仲は、高齢の隆親が張り切って雑掌をつとめたことに注意を惹かれたからこそ日録にこれを特筆したのであろう。

そうなると上記引用文中の、「おなじ四月のころにや」は、直接、すぐ次の「内・東宮の御元服に……」にかかるのではなく、「ふみにて……など申したれば、……など言ひて、暮るるほどにぞたちよりたる」にかかるのであって、その中間の文章は、隆顕が籠居するに至った先年来のいきさつを説明する挿入節である、とみななければならない。要するに「おなじ四月のころにや」は、＜作者が手紙を送り、隆顕が作者を訪ねてきたのは、兵部卿隆親が祭の棧敷殿の雑掌をつとめたその同じ4月のころであったろうか＞、という意味である。第一、後宇多天皇の元服は、建治3年の正月であり、東宮のそれは同年の11月、隆親の大納言還任と隆顕の辞退は前年の12月、経任の昇任も3年正月であったから、「おなじ四月のころにや」がこれらにかかるはずはないのである。

これと全く軌を一にする文例が、先述の巻1、26節にみえる。「この秋のころにや、御所さまにも……後院の別当などおかるも御面目なしとて……、……鎌倉よりなだめ申して、東の御かたの御はらの若宮、位に給ひぬれば……」の場合の「この秋のころにや」は、「……若宮位に給ひぬれば」にかかるのであって、その中間の文章は、東宮立坊に至るまでの先年来のいきさ

つを述べた挿入文である。(巻2, 33節の、「……去年、後院別当とかやに……,」
(春宮に立たせおはしましぬれば……)も同様である。)

なお、四条隆顕は、「公卿補任」の建治3年の条に、「五月四日出家」とされており、この年以後の条には彼の名は見えない。だが彼は48, 49節(および50, 52~55節)に、出家以前の単なる籠居中の者として登場している。もしこれらの諸節が、私のいう通り、弘安2年の記事であるとすれば、「補任」の記載と矛盾するわけである。しかし思うに彼は、出家を称して官を捨て、引籠っていただけで、弘安2年のころまでは、実際に出家するには至っていなかったであろう。「補任」の「五月四日出家」については、次田香澄氏も疑念を示しておられる(『日本古典全書』本, 473ページ)

最後にもう一つ徴証を挙げると、50節に、後深草院が作者の隠遁先を聞き知って、伏見殿に幸するついでに、醍醐の作者の隠れ家を訪れた、とあるが(「伏見殿へいらせおはしますとて、たちいらせ給ひたり」)。すでに再三述べたように、伏見殿は、焼失後弘安元年11月によりやく再建されたのであるから、この記事(また従って47~51節の記事全体)は、建治3年のものではあり得ない。それはやはり弘安2年のものである。

二. 52~56節

この諸節は、前諸節の記事に引きつづいて、8月のころ(「八月のころにや」)、後深草院が近衛大殿に乞われて、大殿の子息に今様の秘事を伝授する、という名目で伏見御所に幸し、3日間滞在した時のことを記している。

伏見御所御幸が、弘安元年11月以後のことでなければならぬことは、もはやここに繰り返して言うまでもあるまい。またこの御幸は、近衛大殿が後深草院の招きで伏見殿へ行くべくして行かなかった、という41節の記事内容と関連があるだろうことは、4の二、で述べておいた。52~56節を読むと、今様秘事の伝授とは全くの名目にすぎなかったのであって、この伏見御幸は、近衛大殿に作者を引き合わせるためのものであったろうことが推測される。現行の年立では、41節(建治元年)と52~56節(同3年)との間に2年間の時日が経過したことになるが、おそらくそうではあるまい。41節にいう近衛大殿の伏見行きが、大殿の都合で沙汰やみになった後、しばらく経ってそれが実現したのが、この52~56節の伏見殿今様伝授御幸であったろう。(またしたがって、41節の近衛大殿の一件は、弘安2年の8月ではなくて、5~7月のころのことであったろう。41節は、「九月には御花、……御花はてて、松とりに伏見の御所へ両院御幸なるに、近衛大殿も……」となっているが、既述のように、この両院御幸そのものは虚構、と推測されるものであった。そこで私は、後深草院が近衛大殿を招いたのは、9月の供花ではなく、5月の供花の終わったころのことだったのではないかと考えている。かの、「六条殿の御所のあたらしきにてはえはえしきに」という一句は、御所新造後の最初の供花の時のこととみた方が、よりふさわしいのではなからうか)。

以上、検討してきた巻2の記事を、第1と第2の主題別にふり返ってみると、まず第1主題は、33~36節の建治元年1月の記事にはじまって、37節からは弘安2年の記事となり、同年中の出来事の時期を多少前後入れ替えたりしながら、38, 39, 41, 42, 43, 45~56と進んで、同年7月ごろの

時点にまで達している。出来事の順序でいえば、弘安2年は、38節の両院御まり、39節の長講堂移徙御幸（いずれも1, 2月か）→45節の小弓のまけわざ（2月なかば）→46節前段の嵯峨殿でのまけわざ（2, 3月か）→46, 47節の女楽と作者の出奔（3月）→48～51節の作者の隠遁・帰参・女兒との対面（4月）→41節の、後深草院の近衛大殿招待（実現せず）（5月か）→52～56節の今様秘事伝授伏見御幸（5～7月か）、の順であろう。37節の長講堂後白河院御八講は、第1主題としては、それが行われたということだけであって、「けちぐわん十三日に御幸」は虚構であろう。また、42, 43節は、既述のように、埋め草の記事であって、「神無月十三日」は、前節（41）の「九月には御花」を承けるための設定であろう。

次に第2主題は、37節の建治元年3月にはじまり、40節の同年8, 9月の記事を経て、44節と45節前段の、建治元年末から翌々年の建治3年1月までの記事で終わっている。

47節の後段に、

つくづくと案ずれば、をととしの春、三月十三日に、はじめて、「をらではすぎし」とかや承はりそめしに、こぞのしはすにや、おびただしきちかひの文をたまはりていくほどもすぎぬに、ことしの三月十三日に、年月さぶらひなれぬる御所のうちをも住みうかれ……

という一節があるが、「……いくほどもすぎぬに」までは第2主題の、また「ことしの三月十三日に……」以下は第1主題の、出来事をさして、両者の間に意味上の連関がなく、内容的にはつじつまの合わない文章となっている。これは、作者が、時期の異なる第1, 第2の両主題を作品の叙述の上で同時に進行させる、という特異な方法を隠蔽しようとしたものにほかならない。

巻2 (33～56) 年立

	37～39	41～43	45～56…………… (第1主題)
	(弘安2)	(〃)	(〃)
33～36	(建治元)	(〃)	(建治元, 2) …………… (第2主題)
(建治元)	37	40	44～45

III. 巻3 (57～77)

現行の諸年立は、巻2を建治3年までの記事とし、巻3を、巻末の弘安8年の記事から逆算して弘安4年または5年の記事ではじまるとみ、したがって巻2と巻3との間に、弘安元年から同3年または4年までの、3ケ年または4ケ年の記事の空白期間があるとする。（ただし、この空白期間の意味についての説明は、全然なされていない）。

しかし、この年立は、この空白期間の問題のほかにも、以下それぞれの個所で指摘するように、いくつかの史実との矛盾撞着や、記事内容とのくいちがいを含んでいる。これらの難点は、もとより作品の内容そのもの、または作者の叙述の仕方そのもの、に基因するものであって、諸家の苦慮される場所であるが、私見では、この巻3も巻2と同様に（巻2に引きつづいて）、時期を異にする第1, 第2の両主題の叙述が、別々に、しかも単一の時間経過の線上で生じた出来事の叙述

であるかのように、進められている、とみることによって、かなりの程度まで解消させ得るように思われる。結論を先に言えば、巻3は巻2を承けて、弘安2年5~7月ごろまでの第1主題の記事と、建治3年1月まで進められてきた第2主題の記事とに、それぞれ直接、接続する。そして時間的に先行した前者が、後者の追い付いてくるのを待って、いわば足踏みをしている形になっている。以下、便宜上、両主題の展開を、可能なかぎり別々に辿ることにする。

1. 57~64 (59, 62を除く) 節

これらの諸節は、某年の2月なかばごろから10月ごろまでの間における、後深草院を中に挟んでの、「有明の月」と作者との交渉、作者の懐妊と出産を語るものであるが、これが、内容上、巻2の44節、45節第1段に直結していることは、60節の、院に対する有明のつぎのような告白の言葉で判明する。

……かかる悪縁にあひけるうらみしのびがたく、三年過ぎ行くに……

作者は、有明との交渉経過（第2主題）については、巻2の37節で建治元年3月の初対面を、また40節で同年9月の初度の密会を叙し、44節で建治2年々末の、有明の願文の、「ことし二年、夜はよもすがら面影を恋ひて涙に袖を濡らし、……」という告白を記し、45節第1段で、建治3年の正月、院の御前で有明と対面し、急に発作を起したことを記したのであったが、上掲の有明の告白中の、「三年過ぎ行くに」という一句は、44節の「ことし二年」を承け、有明と作者との交渉が、建治元年3月以来、足掛け3年に及んだのであることを示している。（現行の年立では、この「三年過ぎ行くに」は説明できない）。

また、記事内容の時点を示す語句等からみても、巻2、45節第1段の、建治3年正月（「春はいつしか御まゐりある事なれば、いらせ給ひたるに九こんまゐる」）は、巻3巻頭57節の、2月なかば（「……きさらぎもなかばになれば、……有明の月御まゐりのよし奏す」）へ直結する。

そこで、57節の、

……きさらぎもなかばになれば……、有明の月御参りのよし奏す。……

は、建治3年の2月の記事であり、58節の、

……きさらぎの十八日にて侍りしに……。……やよひのはじめつかたにや……。

は、同年2、3月の記事であることになる。また60節の、

秋のはじめになりては……。その頃、真言の御談義といふ事はじまりて……御まゐりありて四五日御祇候あることあり。……

は、同年7月ごろの記事であり、同節中の、

すぎぬる春の頃より、ただには侍らず見ゆるにつけても……

というのは、同年2月のころの、作者の懐妊（有明第1子）を指しており、同じく同節の、

……ことごとしからぬさまにて、御所にて帯をしつるこそ、御心のうち、いとたへがたけれ。

は、6、7月ごろの着帯を語っているわけである。

さらに、61節（「九月の御花は……身もはばかりあるようなれば、……有明の月の御まゐりと

いふ音すれば、……御花御結縁とて御堂に御まゐりあり。……」)は、同年9月の記事であり、63, 64節(「……かかる程に神無月のすゑになれば、つねよりも心ちもなやましく、わづらわしければ……」, 「……あけ行く鐘とともに、をのここにてさへおはするを……。この人をば、おほせのままにわたしたてまつりて……」)は、同年10月末から11月はじめへかけての、出産と産児の処置とを記しているものである。

さて、これら一連の第2主題の記事が、建治3年2～11月(すなわち弘安元年以前)のものであることについては、それを裏づける一つの史実がある。60節の、有明の告白の中に、

……さやうにしるきふしさへ侍るなれば、若宮を一所わたしまるらせて、我は深き山にこもりて、こきすみぞめのたもとになりて侍らん。

という言葉があるが、弘安元年7月13日、後深草院第4皇子満仁親王は仁和寺に入り、同夜得度して法名性仁を号した。戒師は入道二品性助親王であった(「仁和寺御伝」「仁和寺御室系譜」等)。これは、「若宮を一所わたしまるらせて」という有明の、後深草院に対する乞いが叶えられたものであるに相違ない。(なお、得度の際の戒師が、性助法親王であった、という事実は、有明がこの性助であったとする定説を裏づけるものではなく、むしろそれに対する反証の一つであろうと思う。60節に語られた事情からすれば、有明は、すくなくともこの戒師の役は遠慮したであろうと思われるからである。私は、有明は仁和寺先代御室、開田准后法助であった、と確信している。この法助は、性助が薨じた弘安5年12月の1年後の同6年12月26日には、性仁法親王の灌頂の大阿闍梨をつとめている(「仁和寺御伝」)。また、有明の申し出による後深草院皇子の仁和寺入りは、必ずしも有明に対する院の厚意によるとみるべきではなからう。むしろ逆に有明の申し出は、院の厚意に対する感謝の気持から出たものであって、仁和寺御室の直接の後継者というようなことではなく、直接には、仁和寺の実力者(「仁和寺諸院家記」中の、法助に関する諸記事、参照)たる准后法助の所領等の相続者、という意味であったらう。

さらにもう一つ付け加えると、63節に、

かかる程に神無月のすゑになれば、つねよりも心ちもなやましくわづらはしければ、心ほそくかなしきに、御所よりの御さたにて、兵部卿そのさたしたるも、露の我が身のおき所、いかがと思ひたるに、……

とあり、作者の祖父、兵部卿隆親が、院の指示で、作者の出産の「沙汰」をしたわけであるが、すでに本稿の「序」で述べたように、隆親は弘安2年9月に没しているから、この記事はそれ以前のことを記したものでなければならない。諸年立では、この辺りの記事は、弘安4, 5年のものとされているが、それではこの点の説明はつかない。

2. 59, 62節

この両節は、第1主題にぞくするもので、まず59節は、5月はじめの一時的な里住みのころの、「雪のおけぼの」とのあっけない一夜の逢瀬を綴っているが、これはいつの時期のことを記したものであろうか。諸訳注書は、

……………かたみに浅からざりし心ざしの人、ありし伏見の夢のうらみより後は、まどほにのみなり行くにつけても……………

とある「ありし伏見の夢のうらみ」を、巻2、52～56節の、今様秘事伝授のための伏見御所御幸の際の、作者と近衛大殿との情事に関して、「雪のあけぼの」が作者に対して抱いた「うらみ」であるとみている。だが、52～56節には、「雪のあけぼの」にしても、また「雪のあけぼの」に擬せられている西園寺実兼にしても、「うらみ」という表現が思い当るような叙述のされ方は、全然されていない。「雪のあけぼの」すなわち実兼は、この御幸に特に命ぜられて参仕した作者に装束を調達してやり（「をみなへしの一とがさねに、……………赤色のからぎぬかさねて、すずしの小袖、はかまなど色々に、雪のあけぼののたびたるぞ、いつよりもうれしかりし」）、伏見からの還御には、作者とともに院と同車した（「これは御車のしりにまゐりたるに、西園寺も御車にまゐる」）。私は、むしろ近衛大殿との情事は、院と実兼がひそかに相謀って、作者に仕向けたものであったろうと考えている。「ありし伏見の夢のうらみ」は、かの巻2、46節の、伏見殿での「六条院の女楽」に際して、祖父隆親から受けた恥辱（彼女はこの屈辱に堪えかねて御所を出奔したのであった）を指している、と思われる。その時以来、いろいろの事情で二人の逢瀬が間遠になっていたであろう。げんに、作者は御所出奔後は、諸所に逃げ隠れ、「雪のあけぼの」は、「山々寺々までも思ひのこすくまなく」その行方を探し求め、「春日に二七日こも」ったりもして、ようやく隠れ家を突きとめた。そして、作者を、二人の間に生れた女兒に直面させるのに、5月は支障があるからというので（「五月ははばかりあるうへ……………」）、4月晦日を選んだりした。

このように考えると、この59節が、内容的に巻2にどの個所へ接続しているものであるかは、おのずから明らかになってくる。巻2、51節は

さて夢の面影の人……………。「五月五日はたらちめの跡とひにまかるべきついでに」と申ししを、「五月ははばかりあるうへ……………」としひていはれしかば、卯月のつごもりの日、……………
というものであるが、これを59節の、

さて、さしも新枕とも言ひぬべく、かたみに浅からざりし心ざしの人、……………五月のはじめ、例の昔の跡とふ日なれば、……………

と読み比べるならば、この59節は、51節の、母子対面の4月晦日の翌月5日に、「雪のあけぼの」が作者の許を訪れた時のことを記したものとみてよいのではなからうか。51節に、「五月は、はばかりあるうへ、こけの跡とはむたよりもいまいまし」と「雪のあけぼの」が言った、とあるのは、5月5日の前後に、作者が対面すべき女兒の上に、或る何事か（おそらくは着裳の儀）が起る予定であることを暗示したものであるように思われる（それについての私の臆測は、ここには述べる余裕がないが、この女兒は、実は文永7年の生れであって、この時10才になっていたであろう、と私は考えている。なお補説、参照）。

そうすると、59節は、弘安2年5月5日のことを記したものであることになる。現行の年立では、51節（建治3年）から59節（弘安4、5年）までの間に、4、5年の年月が経過したことになる

が、「ありし伏見の夢のうらみより後は、まどほにのみなりゆくにつけても」というたったこれだけの表現は、その4、5年の時の経過を言い表わすには、あまりにも簡略にすぎるのではなからうか。

しかしまた、そうだとすれば、59節（弘安2年5月5日）は、52～56節（弘安2年5～7月）よりも以前のことを記していることになり、記事の配列順序が不審なものとなる。だがこれはつぎのように解釈される。この59節は、第2主題の57・58節と、同じく第2主題の60・61節との間に、第1主題の記事として挟みこまれ、前者（2、3月）と後者（7、9月）との時間的空白（単一の時の経過の線上での）を埋める形になっている。作者は、その意味でこの5月の記事を挿入したのであろう。

つぎに、同じく第1主題の62節であるが、これは、後深草・亀山両院が生母大宮院の病氣見舞のために嵯峨御所に幸するのに、作者が女房としてただ一人特に呼び出されて奉仕し、女院は微恙とすることで2日つづきの祝宴が催され、作者は2晩とも、両院の同室での御寝に添臥する、という奇怪な記事であって、両院がわざわざ同車で見舞に駈けつけたのに、大した病気でないことが、行ってはじめてわかり、そこでさっそく祝宴ということになり、病氣のはずの女院がすすんで盃を所望し、はては酔いつぶれてクダを巻いたり、また作者が宿願の参籠先から特に呼び出され、第1夜に亀山院の挑みに応じなかったために、第2日も逗留してその夜も亀山院に当てがわれた、などというのは、この病氣見舞の御幸が、もともとはじめから仕組まれた芝居であったことを思わせる。これは、事実としては、何時ごろのことであつたらうか。

それは、両院打ち揃っての御幸と宴会であったことや、女院の病氣見舞にかこつけて実は作者を亀山院の寝所に侍らせるための催しであつたらしいこと（これは十分動機のあることであつたと私は考えている）などからすれば、やはり巻2の諸節の、両院御幸・御遊の場合と同じく、弘安2年のことであつたらうと思われる。

先述の、巻2、45節の、両院の小弓の競技の場合（弘安2年2月）には、亀山院は、後深草院に向って、

御まけあらば、御所の女房たちを上下みな見せ給へ。我まけまらせたらば又そのやうに。

と言ひ、後深草院の負けわざとして、作者をはじめとする女房たちの「まりのけいき」が演ぜられたのであつた。また46節の、伏見殿での「女楽」は、作者が退出したためにぶちこわしとなり、亀山院は失望して、作者の残した歌をもらい受けて帰ってしまったのであつた（『こよひの女楽はあいなく侍るべし。この歌をたまはりて、かへるべし』と申させ給ひて還御なりにけり」（弘安2年3月13日）。

ところで、62節の場合は、第1夜に、後深草院が、作者の身重を理由に、作者を亀山院に添みおもわせることを別の機会にしたい、と言つたのに対して、亀山院は、

「……………女三の御方をだに御ゆるされあるに、なぞしもこれにかぎり候ふべき。我が身はいづれにても、御心にかかり候はんをばと、申しおき侍りし。そのちかひもかひなく」

と責めている。

これによってみるに、45、46節の小弓の負けわざは、単に「まりのけいき」や「女楽」の催し事

を相手（亀山院）の観覧に供することだけで終るのではなく、出演した女房たちの中から亀山院が選んだ者を、寝所の伽に提供する、という露骨なものであったことがわかる。

また、「そのちかひもかひなく」という言葉からすれば、62節の両院御幸は、45、46節等の一連の負けわざの、いわば延長であったわけで、亀山院は、46節の「女楽」の際に裏切られた期待を實現させようとして、後深草院に作者を要求し、後深草院がやむなくこれに応じたものであったろうと想像される。

さらに、「女三の御方をだに御ゆるされあるに、なぞしもこれにかぎり候ふべき」という言葉が問題である。諸訳注書はいずれも、「女三の御方」云々を、源氏物語で、朱雀院が皇女三の宮を弟の源氏に降嫁させたことを言っているもの、と解しているが、はたしていかがなものであろうか。亀山院が後深草院の弟であることから思い付かれたのであろうが、このような場合に架空の物語を引き合いに出すというのもすこしおかしいし、書き方も唐突であり、女三の宮を「女三の御方」と呼ぶことにも疑問がある。

私見では、「女三の御方」は、かの46節の「六条院の女楽」に、女三の宮を演ずるはずであった隆親の女「今参り」であるに相違ない。この「今参り」は、後深草院の側室として、紫の上を演ずるはずの「東の御方」（玄輝門院）と、明石女御の「西の御方」（花山院太政大臣通雅女）に次ぐまさに「女三の御方」であった。亀山院は、女楽の当夜かそれ以後に、この「今参り」を後深草院から「御ゆるされあ」ったわけである。

そこで、そうすると、62節の嵯峨殿御幸は、46節の嵯峨殿・伏見殿御幸に引きつづいて行われたものであることは確実で、その時期も、伏見殿御幸（「六条院の女楽」）の3月13日（弘安2年）からさほど時日を隔てないころであったろうと思われる。それは、作者が御所に帰参（4月下旬）した後、また、女兒に對面し（4月30日）（51節）、「雪のあけぼの」と会った時（5月5日）（59節）以後、の5～7月ごろであったろう。

本節は、「神無月のころになりぬれば………」と書き出して、文永7年10月の後嵯峨院の宸筆写経の折の回想をもまじえて、数行に亘って晩秋・初冬の季節を強調しているのであるから、その点からすれば、当然10月のことであったとしなければならないが、前述の59節の場合と同様に、本節も、巻3の巻頭の57節以来つづいている第2主題の記事の単調さを破るために、その中間に点綴的に挿入した第1主題の記事であって、61節の9月の記事と、63節の10月末・11月はじめの記事との間に挿入する文章であるところから、時期を10月と設定したものであろう。例になく季節を強調したのも、むしろそのためであったろうし、後嵯峨院の宸筆写経を持ち出したのも、その時思い出したことのように書いてはいるが、そうではなくむしろ本節の執筆時に、思い出して書きつけたのであろう。（注）

注。文永7年の後嵯峨院の宸筆写経は、嵯峨の亀山殿で行われた（「文永七年宸筆御八講記」）。ところで、62節の両院の大宮院病氣見舞は、大宮院の嵯峨大井御所で行われたように考えられており、私自身も本文中では

そのように取り扱ったが、これは実は作者の臚化の筆にまどわされた誤りであって、事実としては、亀山殿で行われたものに相違ない。それだからこそ「後嵯峨院の宸筆の御経」云々が思い出されたのである。

「……………にはかに大宮院ころよからぬ御事とて、けさよりこの御所へ御幸ありける程に……………」とある「この御所」は、大宮院が病気である以上は、大宮院の大井御所であると考えるのが当然である。ところが、あとの方に、「……………みなうちしほれつつ立ち給ふに、大井殿の御所へ参らせおはします。御おくりとて新院御幸なり……………」とある。「うちしほれつつ」座を立ったのは後深草、亀山両院である。「大井殿の御所」へ行った（帰った）のは大宮院と後深草院であり、それを送って行ったのは亀山院である。また、「両院御幸、おなじやうに還御あり……………還御なりぬる御あともさびしきに、『けふはこれに候へかし』と大宮院の御けしきあれば、この御所に候ふに……………」とあるが、両院の「還御」は、大井御所からそれぞれの御所への還御であり、「この御所」は、この場合は大井御所であるとみるほかはない。

結局、事実は次のようなものであったろうと想像される。——はじめ両院が大宮院の病気見舞に、同女院の大井御所に幸し、病気が軽いものであったので祝宴を催すことになり（「女院御なやみ、御あしのけにて、いたくの御事なければ、めでたき御事とて、両院御よろこびの事あるべしとて……………」）、両院の間での、作者についてのかねての約束をこの機会に果すことにして、亀山殿でそれを準備し、女院も事情を知って、大井殿から亀山殿へやって来ていた。祝宴の後、大宮院が大井殿に引き上げるのに後深草院が同行し、亀山院もこれを送って行って一泊した（亀山院が「御おくりとて」「御幸」した目的が何であったかはいうまでもあるまい）。つぎの日の夜は大井殿で再度宴会が催されて、翌日、両院還御となった——。

このように考えると、作者が後嵯峨院の宸筆写経のことを回想したのは、亀山殿という場所の連想に由るのであって、時期・季節の連想に由るのではなかったとみてよからう。

しかし、それにしても、

……………いにしへのことも、おほやけわたくし忘れがたき中に、後嵯峨の院の宸筆の御経のをり、面々のすがた、ささげ物などまで、かずかず思ひいでられて、うらやましくもかへる波かな、とおほゆるに……………

と書き綴られたのは、何か仔細ありげである。

突飛なことを言い出すようであるが、私は、これは、作者がこの嵯峨亀山殿御幸の時、妊娠7、8カ月の身重で、出産まぢかであったことに関係する、と考えている。これは、本稿の主題の範囲外に逸脱することになるので、くわしくは別稿にゆずるほかはないが、後嵯峨院の写経の行われた文永7年10月と言えば、それはかの7節の東二条院の御産の翌々月である。そして、この御八構の「ささげ物」の中には、先々月生れた後深草院の姫宮（のちの遊義門院）のものがあり、「ささげ物」をささげた廷臣たちの行列（「面々のすがた」）の中には、作者の外祖父隆親、父雅忠、叔父隆顕、当時左衛門督だった西園寺実兼（「太政入道殿の、左衛門督など申しし頃のおもかげ……………」(130節)）等の姿があった。私の推測では東二条院の御産は死産で、かの姫宮とは、「雪のあけぼの」すなわち実兼と作者との間に生れ、後深草院皇女に仕立てられた女兒であった。御八講当時の作者には、皇女の実母としての矜りがあり、皇女と自分との将来に対する期待があった。62節の弘安2年の彼女は、皇子女ならぬ宿命の子（「有明の月」の第2子）を孕み、「いにしへ」の亀山殿で亀山院の玩弄物に供せられようとした。そしてその後間もなく彼女は東二条院の執拗な排斥を受けて遂に院御所を放逐されることになったのであった（70節）（なお、文永7年には閏9月があった）。

最後に、本節については、もう一つ残された重要な問題を吟味しておかなければならない。その問題の解決は、本節以後の諸節の年立の困難を解決する一つの鍵ともなるものである。

上記の注で触れたが、本節の嵯峨御幸の時、作者は懐妊中であつた（「身もはばかりあるようなればいとまを申せども、さしも目に立たねば……………」、「ただしは所せき身のほどにて候ふとて、さとに候ふを……………」、「いまは身もむつかしきほどなればと申して……………」）。

叙述の表面上では、この懐妊は、58節以来語られてきた有明の第1子の懐胎であることになって

いる。作者はそのように見せかけている。もしそうだとすれば、それは弘安元年のことであって、本節を弘安2年のこととする私の推定は、つじつまが合わないことになる。

しかし、私がこれまで繰り返し指摘してきたように、巻2と巻3では第1主題と第2主題が別々に展開されている。そして本節は、巻2の37節以来、38, 39, 41~43, 45~56節、巻3の59節、と進められてきた第1主題の叙述を引き継いでいるものである。

巻2、47節は、弘安2年3月の作者の御所出奔の記事であるが、その中に、

しはすのころより、ただならずなりにけりと思ふをりからなれば、それしもむつかしくて、しばし、さらば、かくろへるて、このほどすぐして身二つとなりなばと思ひてぞゐたる。

という一文がある。また51節に、

つごもり頃にや、御所にて帯をしぬるにも、思ひいづるかずかず多かり、

とある。これらによれば、作者は弘安元年の12月ごろ懐妊し、翌2年4月晦日のころ、帰参した院御所で着帯したわけである。あとでわかるが(次項((3))参照)、これは「有明の月」との間にできた第2子である。

そこで、62節に記された作者の身重も、この時の懐妊であったことがわかる。現行の年立では、47, 51節が建治3年の記事であり、巻3(57節以下)は弘安4, 5年以後の記事であるとされているため、47節の作者の懐妊は、出産の記事を欠いている、とみられていた。しかし、本書では、他の4回の懐妊の記事は、いずれも出産の記事を後に伴っているし、懐妊と、さらには着帯まで記しておきながら書き放しにして、出産のことを記さないのは、甚だ不審である。この点についての私の解釈は、次の65節以下の検討の際に述べたい。

3. 65~69節

65~69節は一部を除いて第2主題の記事であって、記事内容の時期は、或る年の11月から翌々年の2月ごろまでである。この個所は、史実に照合し得べき事項をほとんど全く含まず、もっぱら記事内容からする推測だけに頼らなければならないのは残念であるが、そのことはまた、この個所が、作者がもっとも強く臚化しようとした個所であった。ということをお話しているようにも思われる。臚化あるいは秘匿の対象は、有明の死と、有明の第2子の出生との時期である。

イ. 65節

岩波文庫本における前節(64)と本節との章節の区切り方には多少問題があるが、本節は、

十一月六日のことなりしに、あまりなるほどに、御おとづれのうちしきるも、そらおそろしきに、十三日の夜ふくるほどに例のたち入り給ふ。「さるも、なべて世の中つつましきに、をととしより春日の御木枝、京にわたらせ給ふが、このほど御帰座あるべしとひしめくに、いかなることにか、かたはらやみといふことはやりて、いくほどの日かずもへだてず、人々かくるとときが……」とて、つねよりも心ほそくあぢきなきさまにいひちぎりつつ、……

という文章ではじまり、有明が11月13日の夜、作者のもとを訪れ、翌々日の朝まで滞在したときのことを語っている。

「十一月六日のことなりしに」は、前節の、有明の第1子の出産と産児の処置の記事を承けているもので、11月6日は、出産日でなく、院の指示に従って産児を他へ引き渡した日をいうのであるが、この前節との接続関係からすれば、本節は建治3年11月の記事であるとしなければならない。

だが、そこには本書の読者・研究者を困惑させる一つの問題がある。67節に、

……夢のおもかげ、うつつに車のうちにぞいらせ給ひたる心ちして絶え入りにけり。そばなる人、とかく見たすけて、めのとが宿所へまかりぬるより、水をだに見入れず、かぎりのさまにて、やよひのそらもなかばすぐる程になれば、ただにもあらぬさまなり。ありしあかつきよりのちは、心きよく、目を見かはしたる人だになければ、うたがふべきかたもなきことなりけりと、うかりける契ながら……

とあって、有明の子を懐妊したことに気づいたことが記され、また先述のように、68節には、

……八月廿日の頃、そのけしきありしかども、……ことなく、をのこにてあるをみるにも、いかでかあはれならざらむ。……

と記され、8月20日ごろ出産したことがわかるのであるが、そこからすれば、作者は第1子の出産の半月ほど後には、早くも第2子を懐胎したことになる。玉井幸助氏は、「産科医に質したところ、有り得ることだという」とされたが（「大成」286ページ）、これは生理学的な説明のほか、心理学や当時の性風習・禁忌（産穢）等の問題にもかかわるものであろうし、それらの方面からもそのことの可能性を考えるべきであろう。だが私はむしろ、「……なごりを残していだたまひぬ。この人をばおほせのままにわたしたてまつりて、……。……御心しる人のもとよりさたしおくることども、いかにもかくれなくやと、いとわびし。十一月六日のことなりしに、あまりなるほどに御おとずれのうちしきるもそらおそろしきに、十三日の夜ふくるほどに例のたち入り給ふ。……」という、64節から65節へかけての叙述の文脈のあいまいさ、ぎこちなさをこそ問題にすべきであると思う。ここには、例の臙化のための年時の虚構があるのであって、第1子の出産から第2子の懐妊までの1ヶ月の日子を飛躍させているのに相違ない。

そしてこれは、巻2、47節の、第1主題の記事の中で語られた弘安元年の懐胎（「しはすのころよりただならずなりにけり」）を、第2主題の記事の進行がその時点に達したところで、再びとりあげ、今度は第2主題の記事として当然くわしく叙述したものであろう。「しはすのころ」と「十一月十三日」とでは、時期が若干ずれるが、問題とするには当るまい。

さてこのようにして、本節が弘安元年の記事であることになると、そこにはまた別の問題が持ちあがってくる。弘安元年の前後には、前掲の引用文中に見える春日神木の滞京や帰座の史実はなく、また、「かたはらやみ」という疫病の蔓延した事実も記録にはみられない。

さらに本節の、有明が作者に語った話の中に、

うかりし有明のわかれより、にはかに雲がくれぬとききしにも、かこつかたなかりしままに、五部の大乘経を手づから書いて、……

とあって、弘安2年3月の作者の御所出奔（47～50）に触れている。（実は、47～50節の作者の

隠遁時の記事にも、有明は、間接的に、作者の心の中や、四条隆顕の語った言葉の中に登場していた)。

それゆえ、本節は、弘安2年以後の某年のこととして書かれている、とみななければならない。その某年とはいつであろうか。それを突きとめるための手がかりは、やはり春日神木滞京・帰座の記事であろう。弘安ごろの春日神木入京の史実としては、弘安4年10月6日に入京し、翌5年12月21日に帰座したケースが注目される。滞京の期間が記事(「をととしより」)とすこし合わないが、帰座の時期は合っており(「このほど御帰座あるべし」)、おそらく作者は、本節の記事を、この弘安5年11月のことと設定して書いたであろう。

しかし、ここであらためて本節を読み直してみると、有明の言葉として記された神木動・帰座の記事は、その前後の記事の内容とは何の関係もなしに、きわめて唐突に持ち出されている。それは、本節以下の諸節の記事内容の時期が、神木の滞京・帰座の事実の有った弘安5年であったように読者にみせかけるために、作者がことさら書き記したものであるように思われる。

この問題は、次の66節の、有明の死の記事と関連があるので、次項でもう一度とりあげることにする。

ロ. 66節

本節の前・中段は、前節に引きつづき、11月25日の有明の急死の前後のことを記すもので、前節と同じく、弘安5年11月のこととして書かれているわけである。

ところで、この弘安5年には、一つの史実として、仁和寺御室性助法親王がその12月19日に薨じている。定説は、このことを一つの有力な根拠として、有明をこの性助であると推定している。

だが私は、前にもすこし触れたように、有明は、性助ではなく、性助と粉らわしい或る別な人物すなわち仁和寺先代御室法助であったろう、と思う。そのことを詳論する余裕はここにはないが、この私の推定の根拠の一つは、まさに上述の、65節の神木帰座の記事の唐突さである。作者は、有明が、神木滞京・帰座の事実の有った弘安5年に死んだように見せかけ、そのことによって読者が、有明は性助ではないかと臆測するように仕向け、またそれによって有明の正体(法助)を臆化しようとしたのであろう。

要するに、65、66節の有明の死の前後の記事や、67節以下における有明の命日や有明の回想に関する記事は、法助が死んだ弘安7年11月21日の前後に起ったことを、性助が死んだ弘安5年のころに起ったことのように見せかけて書かれたものであろう、と私は考える。

つぎに本節の後段は、

……心もことばも及ばぬ心ちして、涙にくれてあかしくらし侍りしほどに、ことしは春のゆくへもしらで年のくれにもなりぬ。御つかひは、たえせず「などまるらぬに」などばかりにて、さきざきのやうに、きときといふ御つかひもなし。何とやらん、このほどより、ことに仰せらるるふしはなけれど、色かはりゆく御ことにやとおほゆるも、……参りも、すすまれず。……年もかへりぬ。

というもので、前・中段から引きつづいての記事であるようによそおわれてはいるけれども、「涙にくれて……」から、「年のくれにもなりぬ」までの文章は、あたかも有明の死が年初のことであったかのような書き方になってしまっている。これは、この本節後段の記事内容が、実は63、64節の、弘安元年10月末～11月6日の、作者の出産と産児の処置の記事の後を承けるもので、したがって翌2年の年初のころのことを記しているものであることを物語っているようにみえる。なお、文末の「……年もかへりぬ」は、ふたたび有明の死後の時点にかえて、弘安5年々末のこととして書いているのであろう。

ハ. 67節

本節の前段は、有明の四十九日忌と、2月の彼岸のころの法華講讃のことを記すもので、前節に引きつづき、弘安6年春のこととして書かれている。(この後者、すなわち東山の聖のむろでの法華講讃の記事は、後述の70節の、有明の三年忌に東山の聖のもとでの法華講讃を聴聞したという記事と明らかに関連があり、私は、本節の記事は虚構であろうと考えている)。

本節後段は、かの65節の、11月13日、14日に有明とともに過した折に、有明の第2子を懐胎したことを、翌年3月なかばすぎごろに自覚した、ということを書いており、弘安2年3月の記事(事実として)である。

ニ. 68節

本節の前段は、有明についても触れてはいるが、内容的には前節後段と同様、第1主題にぞくする記事で、4月中旬に院の召しがあり、5月はじめから6月まで出仕したことを記す。作者に対する院の態度が何となく変わってきたことを、類似の表現で記している点、66節後段(弘安元年々末)と明らかにつながりがあり、弘安2年4～6月の記事であろう。

後段は、8月20日ごろの、有明の第2子の出産のことを記しており、これも弘安2年の記事である。ただし、末尾に「神無月のはじめつかたより、又さし出でつつ年もかへりぬ」とあるのは、後述の70段の記事からみて、虚構であろうと判断される。(70段によれば、作者は弘安2年の秋のはじめには、院の御所を放逐されている)。

ホ. 69節

本節は、「こぞの御おもかげ身をはなれず……」という一句があって、「御おもかげ」が、67段に、「……夢のおもかげ、うつつに、車のうちにぞ入らせ給ひたる心ちして絶え入りにけり」とある「夢のおもかげ」(すなわち有明の面影)を指すところからすれば、67段の弘安6年の翌7年の、1～2月のこととして書かれているわけである。

また、元三に出仕した、とあるから前節(68)を承けて弘安3年の事実を記しているようにもみえる。しかし、ここでも、かの66、67段の、院の態度がよそよそしくなったということを繰り返して記しているだけである。さらに、「きさらぎの頃は、彼岸の御説法、両院、嵯峨殿の御所にてあるにも……」とあるが、史実の徴すべきものは見当たらない。したがって、元三の出仕も、また嵯峨殿での両院の彼岸の御説法も、前節(68)の末尾の記事と同様、虚構であろう。

(これらの虚構((68節末尾, 69節))を設けなければならなくなった原因は、かの第37節以来、弘安2年からの第1主題の記事と、建治元年からの第2主題の記事とを、同時に進行させてきたために、第2主題の記事が弘安元年末の時点((64節。有明の第1子出生))に到達した時以後は、すでに第1主題の側で叙述された弘安2年1~7月という時期における後深草院と自分との関係を、第2主題の記事としてもう一度とりあげて、第1主題の展開時点とのひらきを詰めなければならなくなった、ということにあるだろう)。

4. 70節

本節の前段は、

還御ののち、あからさまにいでて見侍れば、事の外におとなびて、物がたり、ゑみ、わらひなどするを見るにも、あはれなる事のみ多ければ、なかなかなる心ちして、まゐり侍りつつ、秋のはじめなるに、四条兵部卿のもとより、………という文あり。………玄輝門院、三位殿と申す御頃の事にや、………

という文章で発じまり、作者の御所退去のいきさつを叙する重要な記事であるが、「還御」とは、前節の、「嵯峨殿の御所」での「彼岸の御説法」からの後深草院の還御をいうのであるから、これは弘安3年のことであるとしなければならない。また玄輝門院は、弘安3年1月8日に従三位に叙せられているから(「女院小伝」)、史実にも適合するようにみえる。

ところが、「四条兵部卿」に問題がある。四条隆親は、すでに幾度も述べた通り、弘安2年9月6日、77才で没した。彼は、作者に向って、「いつとなき老のやまひと思ふ。このほどになりては、ことにわづらはしく、たのみなければ………」と語った、とされており、また71節には、「さても兵部卿さへ、うかりし秋の露にきえにしかば………」とも記されている。

それゆえ、この作者の御所退去は、隆親の死の1、2ヶ月前の、弘安2年の秋(「秋のはじめなるに」)のことであつたに相違ない。それは、かの巻2の46節に記された伏見殿での「六条院の女楽」(弘安2年3月)、47~51節の、作者の御所出奔・隠遁・帰参・女兒との対面(4月)、52~56節の、伏見御所での近衛大殿との情事(5~7月)、巻3の62節の、嵯峨殿での亀山院とのいきさつ(5~7月)に引きつづいて起つた出来事だったのであり、また、68節の、有明第2子の出産(8月20日ごろ)の直前のことだったのである。「玄輝門院、三位殿と申す御頃の事にや………」の「三位殿と申す御頃のことにや」という挿入句は、記事内容にとっては何の必要もない、ことさらめいた一句で、〈弘安3年以後〉を読者に印象づけようとする作者の年時臙化の意図が感知される。

次に、本節後段は、

中々、出でてのち、思ひなぐさむよしはすれども、………、………あかしくらはして年のすゑにもなれば、………

とあり、弘安2年の、御所退去後のことを記すものであるが、そのつぎに、

………年頃の宿願にて、祇園の社に千日こもるべきにてあるを、………十一月の二日、はじめの卯の日にて、八幡宮御神楽なるにまづ参りたるに、………七日の参籠はてぬれば、やがて祇園

にまゐりぬ。……ことしは有明の三年にあたりたまへば、東山のひじりのもとにて、七日法花講讚を、……ひるは聴聞にまゐり、夜は祇園へまゐりなどして、結願には、露きえたまひし日なれば、……

とあって、有明の三年忌の年すなわち弘安7年のこととして書いていることがわかる。しかし、もしそうだとすると、上記の文章には二つの疑問点がある。その一つは、弘安7年11月2日が子(ね)の日であって卯の日ではなかった、という点である。だが、「長曆」に拠る「続史愚抄」によって調べると、文永・建治・弘安年間を通じて、11月2日が初卯の日であったのは、文永6年のただ1回だけである。したがってこれは、作者の記憶の誤りによるものか、意識的な臆化によるものか、のどちらかであろう。そして、弘安7年11月の初卯の日は、5日であって、たしかにその日に恒例の石清水八幡宮御神楽が行われている(「勘仲記」)。

第2の疑問点は、七日法花講讚の結願日が有明の命日に当たっていたのであり、上掲の引用文によって11月2日または5日から計算すると、大休、66節にいう有明の薨日(11月25日)に合致するが、そうすると、弘安5年12月19日に没したかの性助法親王は、やはり有明には該当しないのではないかと思われてくる。という点である。

有明は性助ではなく、性助とまぎらわしい先代御室法助だったのではなかろうか。もしそうだとすれば、「七日法花講讚」の結願日は、有明の三年忌命日ではなく、まさに「露きえたまひし日」(弘安7年11月21日)だったことになる。

しかし、作者が祇園社の千日籠りの一方で、「東山のひじりのもと」での法花講讚を日々聴聞したのは(「ひるは聴聞にまゐり、夜は祇園へまゐりなどして……」)、やはり、有明の死にあう以前のことでなく、有明の死後の、命日のころのことであったと思われる。それは、「有明の三年」ではなく、一周忌、つまり弘安8年の11月のことだったのではなかろうか。結局本節は、祇園社千日籠りをはじめた弘安7年に、法花講讚の結願日に有明の一周忌を迎えた弘安8年を結びつけて、それを弘安7年の1年のことのように記したのではなかろうか。

5. 71節

本節は、前節を承けて翌年の記事で(「年もかへりぬれば」)、

……さても兵部卿さへ、うかりし秋の露にきえにしかば……

とあり、これは前年の秋のころをふりかえって言っているのであるから、隆親の死の翌年すなわち弘安3年の記事であることになる。他方、本節の末尾には、

……千部の経を初めて読み侍るに、さのみつぼねばかりは、……はばかりもあれば、宝塔院のうしろに、二つある庵室の、ひんがしなるを点じて籠りつつ、ことしもくれぬ。

とあって、前節末尾の祇園社千日籠りが継続しているわけであるから、前節の弘安7年の翌8年のこととして書かれていることになる。

ところがこれは、「又の年のむつきのすゑに……」ではじまる弘安8年2~3月の北山准后九十賀の記事である72(～77)節と抵触する。しかも、弘安8年1月末の記事である72節には、「こも

りの日かずは四百日にあまるを……」と書かれており、70節の有明の三年忌云々の記事の時期から1年余（70節の、祇園に籠りはじめたのは11月10ごろと算定されるから、 $50+354+30=434$ （日）となる）経過したことになるので、この72節の弘安8年から逆算すると、70節末尾は弘安6年の、また71節末尾は同7年の、記事であることになって、記事内容の年立は全く混乱する。

この問題は、つぎのように解釈するほかはないであろう。すなわち、71節末尾の「ことしもくれぬ」と、72節の冒頭の「又の年の」と、「こもりの日かずは四百日にあまるを」云々は、虚構であり、1ヶ年の虚構の日を設定することによって、有明の没年を臆化しようとしたのであろう。

70節後段・71節後段・72節の記事からして推測される当時の事実、おおよそ次のようなものであったろう。すなわち、作者は弘安7年の11月はじめに石清水に7日参籠し、ついで祇園社千日参籠をはじめて間もなく、同月21日に有明（法助）の訃に接した。明けて弘安8年の春、居を宝塔院の後の庵室に移して千部経を読みはじめたところへ1月末大宮院から手紙が来、千日籠りを中断して北山准后九十賀に出仕することにしたであろう。

6. 72～77節

巻3巻末のこれらの諸節は、弘安8年2月末から3月はじめへかけての、北山准后九十賀の記事であって、年立上なんら問題はない。76節に、「ふたとせの御うらめしさ」云々とあり、「ふたとせ」は御所退去以来の2年を意味しているであろうが、これも作品上の擬装であろう。

同じ76節に、「うきことを心ひとつにしのおれば」という作者の句に対して、後深草院が、「と申され候ふ心の中のおもひは、われぞしり侍る。」と言って、「たえず涙に有明の月」と付句し、亀山院が、「この有明のしさい、おぼつかなく」と言った、と記されている。

この後深草院の付句は、有明の死について言ったものに相違ないが、それは、弘安8年3月から2年余も前の、弘安5年12月の性助の死ではなく、わずか3ヶ月ほど前の、弘安7年11月の法助の死を指していた、とみる方が時期的にいてしっくりするのではなからうか。

補記。さきに3.ホ.で言い落したことであるが、69節の、「きさらぎの頃は、彼岸の御説法、両院、嵯峨殿の御所にてあるにも」は、「勘仲記」にみえる弘安2年2月12日長講堂彼岸結願と、引き続き翌13日から嵯峨亀山殿ではじまった後嵯峨院御八講の二つの法会をいっしょにして言ったものであるかもしれない。後深草院の嵯峨殿御幸のことはみえないが、「勘仲記」の記事は、15日の御八講第3日のもののみであるから、結願の17日の辺りで御幸があったということも考えられる。

巻3の年立は、以上縷述してきたようにきわめて複雑で、また特に65節以後は、岩波文庫本の章節の分け方に適合させにくくなっている。巻1・2の場合のような比較的単純な表に仕立てることは困難であるが、大要つぎの通りである。

巻3 (57~77) 年立 ([]内は、擬装された年時を示す)

}	57 58	60 61	63 64	(弘安元)	(〃)	(弘安2)	(〃)
	(建治3)	(〃)	(〃)	↘	65	66	67
	59	62		↗	(弘安7)	(〃)	
	(弘安2)	(〃)			[弘安5]	[〃]	[弘安6]
(……)	(弘安2)	(弘安3)	(弘安8)				
69	70	71	72~77				
	(弘安8)	(〃)					
	[弘安7]						

結 語

以上をもって、本書の前編ともいべき巻1~3の年立の検討をひとまず終る。

私は、本稿の「序」で、本書が自伝的回想録と、自己の経験を素材とする小説的創作との二つの性格を併せ持っていること、またそこからして、本書の一元的な年立を作ることはきわめて困難で、混成年立に終る可能性が大きいこと、本稿は、もっぱら素材的なデータにもとづく一元的な年立の再編成をこころみようとするものであること、を述べた。

検討をすすめて行くうちに感ぜられたことは、本書は、たしかに史実と作者自身の経験とを素材としてはいるだろうけれども、かの二つの性格のうち、創作的性格が、一般に漠然と考えられているよりも、はるかに強いのではないか、ということである。

私にそう感じさせた事例の一つを挙げると、本書には、一つの事実素材を、異った個所で、登場人物やシチュエーションを多少変えただけで、2回使用したのではないか、と思われるケースがいくつもある。たとえば、巻1の21節と巻2の47~49節とにおける、醐醍勝俱胝院の真願房のもとでの籠居の記事や、巻1の27~30節と巻3の62節とにおける、嵯峨大宮院御所御幸の記事、巻1の23~25節と巻3の58, 60, 64節とにおける作者の出産に関する記事は、そのもっともいぢるしい例であり、ほかにも巻2の41節と53~56節とにおける伏見殿御幸の記事、巻3の67節と70節とにおける法花講讚の記事等がある。

それゆえ、この問題が解明されたとすれば、その結果、私がこころみた本稿の年立の再編成も、部分的にはまたもう一つの混成年立にすぎなかったことが判明するかもしれない。むしろ私はそのことを予感している。

つまり、「年立の再編成」をこころみる前に、徹底的な再解釈、再解読が必要であったわけであるが、しかし、逆に年立の再編成をこころみてみてはじめて「解読」の必要に気付かされたのでもあるし、上の問題とは直接関係のない部分もかなりあるので、本稿を、暫定的な年立としてひとまず提出することにする。

次に掲げる略年譜も、以上のような意味では、暫定的なものにすぎない。

「とはずがたり」作者略年譜(自文永5年
至弘安9年)

((()内の番号は、岩波文庫本の章節番号を示す))

文永5年(1268)

1月. 後深草院妾となる (1~6)

同 7年(1270)

9月. 東二条院の皇女出産にあう (7)

同 9年(1272)

2月. 後嵯峨法皇の崩御にあう (9)

6月. 後深草院皇子を懐妊する (11)

8月. 父, 中院大納言雅忠の薨去にあう (14)

同 10年(1273)

2月. 皇子を出産する (22)

12月. 「雪のあけぼの」すなわち西園寺実兼の子を懐妊する (23)

同 11年(1274)

9月. 女兒を出産し, 女兒は他へ連れ去られる (25)

10月. 昨年出産の皇子夭折する (26)

建治元年(1275)

1月. 東宮御所で粥杖の遊戯とその贖^{あが}い (34~36)

3月. 「有明の月」すなわち仁和寺先代御室法助にはじめて愛を打ち明けられる (37)

9月. 院御所で有明と契る (40)

11月. 大宮院嵯峨御所で, 後深草院のために, 前齋宮愷子内親王の手引きをする (27~29)

同 2年(1276)

12月. 有明に起請文を送らる (44)

建治3年(1277)

2月. 御所で院の了解のもとに, 有明と密会。この時懐妊する (57, 58)

10月. 月末, 有明の男児を出産, 院の皇子として他へ引き渡す (63, 64)

弘安元年(1278)

11月. 有明と2夜を過し, その第2子を懐妊 (65)

同 2年(1279)

1, 2月。院御所での蹴鞠に, 亀山院に「御かきひたし」を参らせる (38)

○六条殿移徙御幸に供奉, 出し車5輛中の第1輛左座席に乗車する (39)

○両院の小弓の競技の「まけわざ」として, 後深草院の女房24人「まりのけいき」をあ

らわすのに、上藤8人の上首としてつとめる(45)

3月. 伏見殿での「六条院の女楽」の催しに当って、役柄や席次に関し、外祖父四条隆親(その女「今参り」)の仕打ちにいきどおり、出奔して諸所に隠れる(46, 47)

4月. ○醍醐の隠れ家に、善勝寺隆顕、後深草院、「雪のおけぼの」の訪問を受け、説得されて御所に帰参する(48~50)

○晦日、「雪のあけぼの」のはからいで、二人の間に生まれた女兒に対面する(51)

5月. 5日、「雪のあけぼの」との短い逢瀬を持つ(59)

5~7月○伏見殿御幸に当り、「近衛大殿」と通ずる(52~56)

○大宮院の病氣見舞のため両院の嵯峨御幸に出仕し、2夜、両院の寝所に侍る(62)

○東二条院の命によって、祖父隆親から院御所退去方を申し渡され、局を引き払って隆親の宿所にさがる(70)

8月. 20日ごろ、有明の第2男児を出産する(68)

同 7年(1284)

11月. 21日、有明(法助)の死にあう(65~67)

同 8年(1285)

2~3月. 北山准后九十賀に出仕する(72~77)

補説 「有明の月」・「雪のあけぼの」・遊義門院

I.

1. 第7節に記された東二条院の御産は、諸記録にみえる文永7年のそれであったろうことは、本論中で述べたが、そうすると、記事中の「如法愛染の大阿闍梨にて大御室」は、性助ではなく、法助を指しているに相違ない。「正・続群書類従」所収の2種の「御産御祈目録」には、「九月三日。如法愛染王法隆助僧正。普賢延命法御室。……」、「九月三日如法愛染王法隆助僧正。……普賢延命法御室。兵部卿。……」准后。とあり、これによれば「御室」すなわち性助法親王は、普賢延命法新院御沙汰。を行じたのであって、如法愛染王法は隆助僧正の行ずるところであった。隆助は「兵部卿」隆親の弟で、東二条院の母方の叔父、また作者にとっても母方の大叔父に当っており、作者がこれを「御室」(性助)と思い誤ったとは考えられない。まして作者は「御室」でなく「大御室」と呼んでいる。これは、「筑摩叢書」本補注(405ページ)に、「ここは在世中の先代御室を当代御室と区別して『大御室』公惟法印。というかと思われるが……」とある通り、当時在世中の先代御室法助を指して言ったとみるべきであろう。(ただし、同補注はあとでこれを否定している)。

そこで両「目録」の「准后」が問題となる。これは、他の条々、たとえば「六字法定済僧正。大宮院御沙汰。」鷹司院御沙汰。「如意輪法公惟法印。鷹司院御沙汰。」等から推して、修法の阿闍梨ではなく、修法の「沙汰」をした者の名を挙げたもので、さしずめ東二条院の母、常盤井准后貞子あたりであったかとも思われる。しかしこの「准后」は、開田准后法助でもあり得る。というのは、当時すでに隠退していた先代御室法助も

また東二条院の縁者であったからである（両者の、それぞれ母方、父方の祖父は西園寺公経で、両者はまたいとこ同志に当る）。しかしまたつぎのような推測も可能であり、むしろこの方が蓋然性が大きい。

「目録」によれば、「仁和寺准后」（法助）は、文永2年と4年の2回の「皇后宮」（京極院）の御産に当っては、着帯の加持を行っており、文永2年の場合は、如意輪法を行じている（「如意輪法仁和寺准后。」）。ところが文永4年の場合は、「如意輪法道融僧正」とあって、准后法助に代って道融が如意輪法を行じている。道融は、西園寺公経の子でその点では京極院とまた法助の縁者に当るわけであるが、仁和寺別当、西院の院主で、正嘉元、2年仁和寺の法務を執り、文永3年には寺務護持僧を宣下されている（「仁和寺諸院家記」）。

この文永4年の記事から推すと、文永7年の「如法愛染王法隆助僧正。」の「准后」も、「准后辞退替。」の「辞退替」が書き落されたものではなかろうか。この場合の隆助は、前述の通り、東二条院の母方の叔父（後深草院の大叔父）に当り、仁和寺院家般若寺の院主で、道融と同じく、先代御室准后法助に代って如法愛染王法を行ずるにふさわしい。

いずれにしても、第7節「如法愛染の大阿闍梨」「大御室」は、「目録」にいう修法当日の「九月三日」ではなくて、9月18日の出産当夜に、後深草院のもとにいわば内々に伺候していて、難産について院の相談を受けたのであるから、これが「目録」にいう「准后」すなわち法助であった、と考えるのがもっとも自然なのではなかろうか。法助は、後深草院にとっても母大宮院の従兄弟に当る縁者で、この時44才（院よりも16才の年長）、准三宮先代御室として、地位といい、門地（九条関白道家の子。母は西園寺公経女）といい、また閱歴といい、当時の仏門の最高権威者ともいふべき存在であった。（注）

注。「筑摩叢書」本の補注（405ページ）は、「仁和寺御伝」には性助が愛染王法を修したことがみえるのに、法助の条にはそれが見えない、ということをも理由に、「如法愛染の大阿闍梨」を法助でなく性助であると推定しているが、「愛染王法」と「如法愛染王法」とをただちに混同している点は措くとしても、法助が（如法）愛染王法を修したことが、たまたま「御伝」の法助の項に見えないからといって、法助が同法を行じたことがなかったということにはならないだろう。法助は仁和寺御室として性助の先代で、性助の出家に当っては戒師となり、灌頂にも大阿闍梨となっており、性助の直接の真言の師というべく、したがって性助が（如法）愛染王法を修しているのに、法助にそのことがなかったとは、およそ考えられない。

2. 第13節に、作者の皇子懐妊に当り、叔父善勝寺隆顕が院の使者として「御帯」を持ってきたのに対して、父雅忠が、「御室より給はりて秘蔵せられたりし、しほがまといふ牛」を献上した（文永9年）、という記事がある。雅忠の世代（法助とほぼ同年齢。性助は20才年下）から考えて、この「御室」は、法助であろうと思われる。（これに反し、9節と22節とにおける「御室」は、記事内容からみて、当代御室性助を指しているであろう）。またしたがって、37節の、「故大納言（雅忠）が常に申し侍りし事も忘れずおぼしめさるる」と言った「有明の月」は、やはり法助であったに相違ない。

3. 第57節に、かの文永7年の東二条院所生の皇女（遊義門院）の病氣平癒御祈に、「有明の月」が

如法愛染王法を行じた、とあるが、内々の祈禱であるだけに、上記(1)の縁故からみて、「有明」は当代御室性助よりも、「大御室」すなわち先代御室法助の方がこれにふさわしい。

なお、この時院自身のための「御祈」の「北斗の法」をうけたまわったのは、「鳴滝」すなわち文永7年の御産御祈に如法愛染王法を行じた般若寺の隆助であったが、これも内々の御祈であっただけに、後深草院・東二条院に因む「准后」(法助)とこの隆助との関係が注目される。もともと「有明」を作者に直接引き合わせたのは、作者の叔父善勝寺隆顕であったが(57節・「隆顕にみちしばさせられけるを」。なお、44・47節参照)、有明が隆顕に幼時から目をかけていたのは(「この大納言((隆顕))はをさなくより御心ざしあるさまなれば」((44))), 隆顕の叔父(作者の大叔父)である仁和寺院家の般若寺の隆助を介してであったのではなかろうか。またこの一句は、有明が隆顕よりもかなり年長であったことを思わせる。隆顕は後深草院と同年で、法助の16才年下、性助よりは4才の年長である。(57節には、院の言葉として、「いはけなかりし御ほどより、かたみにおろかならぬ御ことに思ひまらせ……」)とあり、この個所だけからすれば、有明は皇弟性助であるようにもみえるが、「御」は作者の、院に対する敬語表現ともとれるし、むしろこれは、有明を性助に見せかける作者の臆化技巧ではなかろうか。44・60・65節等の記事も、有明が多年仏道修行に明け暮れた老熟の僧であることを思わせ、これは、後嵯峨院皇子として5才で仁和寺に入り、11才で出家し、12才で摠法務・寺務となり、弘安5年の没時に36才であった性助には似つかわしくない。

3. 有明は作者に向って、「おなじ心にだにもあらば、こきすみぞめの袂になりつつ、ふかき山にこもりゐて、いくほどなきこの世に、ものおもはでも」と言い(40)、また院に対しても、「……さやうにしるきふしさへ侍るなれば、若宮を一所わたしまるらせて、我は深き山にこもりゐて、こきすみぞめのたもとになりて侍らん」と誓ったが(60)、性助は、弘安元年の後深草院皇子満仁親王の仁和寺入りの後も、同2年4月14日には亀山院に伺候しており(「吉続記」)、同4年2月28日には大聖院で異国御祈のために仁王経法を行じており(「仁和寺御伝」)、同5年12月19日入滅するまで仁和寺御室の地位にあった(同年同月、満仁((性仁))がそのあとを襲った)。

他方、法助は、そのころの消息は不明であるけれども、性助の死後1年の弘安6年12月に至って、大阿闍梨として性仁に灌頂を授けている。彼は、「深き山にこも」ったかどうかはともかくとして、おそらく、性助の急死に遭って、やむなく後深草院皇子性仁法親王(当時16才)をみずから後見しなければならなくなったのであろう。

4. 63~65節に記されているところによれば、有明は、作者が彼の第1子を出産する前後のころ、作者が里住みした乳父の家の近くにあった自分が召し使っている稚児の家にひそかに立ち入って滞留し、しげしげと作者と通いかわしているが、いやしくも仁和寺当代御室として法助に代って正嘉2年(1258)以来摠法務・寺務を執る性助に、はたしてそのような隠居爺の色狂いじみた気ままな所業にふける余裕があったらうか。

以上の諸点からして、「有明の月」は、性助ではなく、法助であった、と考えたい。

II.

本論中では触れないでいたが、「とはずがたり」の巻1と巻2には、作者自身と「有明の月」および「雪のあけぼの」との関係についての従来の解釈が、根本的に考え直されざるを得なくなるような一つの問題がひそんでいる。

巻1の18、19節の、四条大宮の乳父の家にいた作者を、茨を切り払った築地をのりこえて、忍んで訪れた人物、また21節の、醍醐の勝倶胝院の籠居先へも忍んできた人物は、従来の一致した解釈では、問題なく「雪のあけぼの」すなわち西園寺実兼であるとされている。たしかに18節の、茨を切り払って「ゆゆしき御かよひぢ」を作ったのは「雪のあけぼの」の使いの者であり、20節の、「ほのぼのとあくる空にみねの白雪光りあひて……」云々という描写は、「雪のあけぼの」という呼称の由来を物語っているようであり（ただし、この呼称の由来は、すでに16節に、「一とせの雪の夜のくこんのしき」云々に、さりげなく示されている）、また、あとにつづく24、25節の、作者の懐妊と出産の記事に出てくる人物も、一応、「雪のあけぼの」であるに相違ない。

しかし、そこには多くの疑問点が見出される。まず第一に、作者は「雪のあけぼの」に対しては終始これを自分にとってきわめて親密な間柄の人物として描出しており、敬語を用いるにしても「る」「らる」どまりで、「給ふ」「おはす」等をほとんど用いない。ところが18～21節のかの人物の上を語るには、他の個所での「有明の月」に対してと全く同様に、身分や間柄の或る隔たりを思わせる恭敬の態度がみられ、「給ふ」「おはす」等の敬語表現を几帳面に反復して用いている。25節では、敬語ぬき、または「る」「らる」と、「給ふ」とが混在しているが、実はここには、「雪のあけぼの」のほかに、もう一人「有明の月」がひそかに登場しているものとみられる（後述）。

第二に、18節の、「心の外の新枕」のあとでかの人物と作者が贈答した歌は、「かへるさは涙にくれて有明の月さへつらき……」・「……袖の涙にありあけのそら」というものであって、これこそが「有明の月」の呼称の由来であるように思われる。

第三に、16節では「雪のあけぼの」は、文永9年9月に、亡父雅忠の中陰に、亡父の邸で引き籠っていた作者を「無文の直衣姿」で（後嵯峨院崩御による諒闇中）おおっぴらにおとずれて、作者にいそいと迎え入れられ（「人づてにいふべきにしあらねば、寝殿の南向にてあひたり」）、「泣きみ、笑ひみ」、むつまじく一夜を語り明かしている。ところが18節ではこの「あけぼの」が、その一と月後に、作者の乳父の家の、茨を切り払った築地をのりこえてこそそそと忍びこみ、懐妊中を理由に強く拒もうとする作者に、虚言を弄して情交を迫り、ついに思いを遂げた、というこの二人の挙動・態度の急変はまことにいぶかしい。しかもこの人物は、諒闇中にもかかわらず、「もみぢをうき織りたる狩衣に、紫苑にや指貫のことにいづれもなよらかなる姿」といういでたちであったが、一体、何の必要があってわざわざこのような服装で忍んできたのだろうか。

思うにこの人物は「あけぼの」ではなく、「あけぼの」すなわち実兼のひそかなはからいを受けた「有明」すなわち法助だったのである（法助にとっては実兼は母方の従兄の子に当る）。実兼は

或る隠された動機から、有明の請いを容れ、彼を作者に引き合わせようとして、彼が院と鉢合わせせぬよう偵察のために使いを出し、使いの者は実兼の指示によってか、または自分で気を利かせて茨を切り払ってまさに道ならぬ「ゆゆしき御かよひぢ」を作り（作者が「とは何事ぞ」と不審がったのもむりはない）、有明は僧衣を狩衣・指貫に着替え、俗体に変装して（万一院と鉢合わせした時のことを慮ったのであろう）、不意打ちに忍び入ったのである。「かかる御身のほどなれば、つゆ御うしろめたきふるまひあるまじきを、年月の心の色を、ただのどこかにいひきかせん」という初回らしい、またいささか尊大で狡猾な彼の言葉は、16節の「あけぼの」が口にしようと言草ではない。作者と「あけぼの」は、すでにずっと以前から互いに言い交し、許し合っているのである。

また21節の場合にしても、作者は同じ人物を、「すさみごとくに心ぎたなくさへは、いかがぞや、帰り給ひね」と今度も固く拒もうとしたのであった（16節の「あけぼの」との場合については、作者は、「かやうのすさみごとまでもなごりある心ちして……」と書いている）。彼が勝俱胝院の尼僧たちへ「けさころも」を手土産に（あるいはむしろ口封じに）持ってきたというのも、僧侶らしい心遣いであり、「色なきかりぎぬきたる者二三人」が彼を迎えにきた、というのは、実兼がつかわした者どもでもあったかと思われる。

さらにこの21節と内容上密接に関連する巻2の47～50節の、勝俱胝院籠居の記事の場合にも、有明はさあらぬ態で（いわば隠れ蓑をつけて）登場している（この点も従来全く見落されていた）。49節の、

……など、面々にいひさだめて、雪のあけぼのも今朝たちかへりぬ。面々のなごりもいとしのびがたくて、見だにおくらんとたち出でたれば、善勝寺は檜桓に夕顔を織りたるしじらの狩衣にて……夜ふかくかへりぬ。いま一人は、……うすかうの狩衣。……あるじのかたへも「思ひよらざる見参もうれしく」などあれば、「……おもひがけぬ人ゆゑ、をりをりかやうなる御たもとにてたづね入り給ふも、山がつの光にや思ひ侍らん」などあり。……

という一節の叙述には臃化の跡が顕著であるが、勝俱胝院を明け方に立ち去る「面々」とは、「雪のあけぼの」と「善勝寺」（隆顕）の二人だけではなく、ほかにもう一人（「いま一人」）の計3人をいうのであって、「うすかうの狩衣」を着た「いま一人」とは、隆顕と同道して来た「有明の月」であつたらう。（ただし、「…三笠の神のしるべにやと参りて…」は「雪のあけぼの」の言葉であらう）。上掲の一節の前に、

善勝寺のとぶらひひて、「これに侍りけるに思ひかけずたづねまゐりたり。げざんせん」といひたり。「かまへて、これへ」とねんごろにいはれて、このくれに又たちよりたれば……

と記されているが、「これに侍りけるに……げざんせん」は、隆顕の籠居先に来ていた有明の言葉を、隆顕が実兼に伝えたものであり、「かまへて、これへ」という実兼の言葉は、有明に対して言ったものである。実兼と隆顕との間柄は、そのような改まった挨拶の要るような間柄ではなかった。（なお、隆顕はそのころ、「北の方が父、九条中納言家に籠居」（48）していた）。

また、院主の尼の、「かやうなる御たもと」云々という言葉は、准三宮先代御室という尊貴な身

分の法助が、ふつうならばめったに立ち寄るはずのないこの「柴のいほり」の「山がつ」のもとへ、俗体で訪れたことを言ったのである。

そして、この第三の人物は、18節の場合と全く同様に、立ち去りがけに、「世のうさも思ひつきぬるかねの音を月にかこちて有明のそら」と口ずさみ、作者はそれに答えて、「かねのおとにうさもつらさもたちそへて名残をのこす有明の月」と詠んだのであった。

つぎに、23節には、

……………しはすの月をしるべに、又思ひたちて、夜もすがらかたらふほどに、……………あけすぎぬるもはしたなしとて、とどまり給ふも、そらおそろしきこちこちしなごらむかひるたるに……………今日はのどかにうちむかひたれば、さすが里の者どもも、女のかぎりはしりはてぬれども……………。

とあるが、かの21節の、醍醐の勝俱胝院での一夜から1年経った翌文永10年の12月に、里住みの作者をたずねたこの人物は、もちろん18～21節の場合と同一人物であって、「給ふ」という敬語からみても、「あけほの」ではなく、「有明」である。そして作者はこの時、この人物の子を懐胎したことは、つぎの24節の、「二月((文永11年))の末つかたより、心ち例ならず覚えて物もくはず。……………やうやう見し夢のなごりにやと思ひあはせらるるも……………」という記事でわかる。

ところが同節の、

……………さとがちにのみるたれば、つねに来つつ、見しることもありけるにや、「さにこそ」などいふより、いとねんごろなるさまにいひかよひつつ、「君にしられたてまつらぬわざもがな」といふ。……………六月七日、「さとへいでよ」としきりにいはるれば、……………帯をてづから用意して、「……………」といはるるぞ、心ざしもなほざりならずおほゆれども……………

という記事の人物は、敬語抜き、および「る」の使用（「給ふ」を用いない）からみて、明らかに「あけほの」（実兼）であり、実兼が、生れ出るべき自分の子のことを心配している世話を焼いたものということになる（諸訳注書も当然そのように解している）。

しかし私のみるところではそうではない。「見しることもありけるにや」・「いとねんごろなるさまにいひかよひつつ」・「心ざしもなほざりならずおほゆれども」等の表現には、或る第三者的な気配が感ぜられる。実兼は、院にかくれてひそかに有明（法助）を作者に引き合わせたか、はからずも作者に有明の子ができたことを知って、あわてて対策を講じようとしたのである。

そのことは、つぎの25節の出産前後の記事にもうかがうことができる。まず、

……………その夜やがてかれにもおはしつつ、いかがすべきといふ程に、「まづ大事にやむよしを申せ。……………」などと、そひるていはるれば……………。……………さらでの人たれ訪ひくる人もなければ、そひるたるに、その人はまた春日にこもりたりと披露して、代願をこめて、……………返事をばするなど、ささめくも、いと心ぐるし。

という記事の、「かれにもおはしつつ」の「かれ」は、「おはす」という敬語からして有明をさすと思われ、また「かれにも」とあるからには、「かれ」のほかにもう一人いたわけである。他方、

「そひるていはるれば」の主体（また、「そひるたるに、その人は……」の「その人」）は、有明ではなく、明らかに実兼である。そして、「かれにもおはしつづ、いかがすべきという程に」とは、先に来ていた実兼に、有明も加わって（おそらく実兼が呼び寄せたのであろう）、作者を入れて3人で、対策を相談し、結局実兼の意見通りに事がきまったのである。

また、「いと心ぐるし」や、同節の出産の記事の、「なほざりならぬ心ざしをみるにもいとかなし」も、実兼が自分の子の出産でもないのに、親身に面倒をみて、いろいろ手配りをしてくれたことに対する作者自身の複雑な気持を言い表わしたものであろう。

そして、この出産の場にも、実兼のほかには有明が居合わせたようにも思われる。というのは、「火ともして見給へば」「外（と）へ出で給ひぬ」とあるが、「あけぼの」あるいは西園寺実兼に対して「給ふ」を用いた例は他には一個所もないからである（巻5、117節の「入道殿」の場合を除く）。

だがこの点は後考に俟つとして、26節末尾の、

日かずすぎぬれば、ここなりつる人もかへりなどしたれども、百日すぎて御所さまへはまるるべしとてあれば、つくづくともりるたれば、夜な夜なはへだてなくといふばかりかよひ給ふも……

という記事は特に注目される。産後日数が経って帰って行った人物は、実兼あるいは実兼の指示で作者の世話をしていた人（諸訳注書は、いずれもこれを前者すなわち実兼とする）であるが、その後作者が里住みをつづけているところへ、毎夜のように通ってきた人物は、それとは別人であったはずである。同一人物であったならば、ここはこのような書き方はされなかったであろうし、前者は敬語抜きで書かれているのに（「かへりなどしたれども」）、後者には、「かよひ給ふ」と敬語が使用されている。後者は有明であったに相違ない。

さてしかし、このように18～25節（22節を除く）の記事に有明が登場しており、23節の作者が生んだ女兒（「女にてさへものし給ひつるを」・「女にてなどはみえわく程に侍りつるを」）は、「あけぼの」でなく「有明」の子であった、ということになると、それは、巻2第51節の、作者の、女兒との対面の記事と、つじつまが合わなくなってくる。51節の女兒については、「北の方をりふし産したりけるが、なくなりけるかはりにとり出でてあれば……」と出産の際の事情がここではじめて語られていて、これが「あけぼの」（実兼）の子であるとして書かれていることに疑問の余地はなさそうである。

しかしまた他方、18～25節（22節をのぞく）、特に25節の女兒出産の記事と、巻3の57～64節（59、62節をのぞく）、特に64節の有明の男児出産の記事との間には、内容上密接な連関があり、見様によっては両者酷似している。25節と64（および65）節との類似個所をとり出してみると、つぎの通りである。

(25節)。その夜やがて彼にもおはしつづ、いかがすべきといふ程に……、人にかくともいはねば、ただ心しりたる人、一二人ばかりにて……。……ふかき鐘のきこゆる程にや……。……ことなくむまれ給ひぬ。……さても何ぞと火ともして見給へば、うぶがみくろぐるとして…

……、……かきいだきて、人にもいはず外へ出で給ひぬとみしよりほか、又二たびその面影見ざりしこそ。……女にてさへものし給ひつるを、いかなるかたへとだに知らずなりぬると思ふも悲しけれども……。……夜な夜なはへだてなくといふばかりかよひ給ふも、いつとなく世のきこえやとのみ、我も人も思ひたるも心のひまなし。

(64節)。このくれには有明の光もちかきほどときけども、……ふけすぎでのちおはしたるも、……心しるどち二三人よりほかはたちまじる人もなくて……。……あけ行く鐘とともに、をのこごにてさへおはするを、なにの人かたともみえわかずかはゆげなるを膝にすゑて、……くどき給ふほどに……。なごりをのこしていでたまひぬ。この人をばおほせのままにわたしたてまつりて、ここには何のさたもなければ、露消え給ひにけるにこそ、などいひて……。……御心しる人のもとよりさたしおくることども、いかにもかくれなくやと、いとわびし。十一月六日のことなりしに、あまりになるほどに、御おとづれのうちしきるも、そらおそろしきに……。((「十一月六日……」以下は65節冒))

この両文を読み比べてみると、出産の時期が異なっていること(9月20日と10月末)と、生児が男女異なることとを除けば、出生前後の状況はほとんど全く軌を一にしていることに気づかされる。64節の場合は、実兼が介入していないようにみえるけれども、「御心しる人」が、諸訳注書にも推測されている通り、実兼であるとするならば、この実兼は、「心しるどち二三人」のうちの一人であって、この時もやはり出産の場に「たちまじ」っていたのであろう。

さらに、23節の、院がみた作者の密通の夢、および作者がみた懐妊の夢の記事と、58節の、院がみた作者の懐妊の夢の記事は、これまた酷似している。

以上の諸点を考え合わせると、作者は、自分が生んだ「あけぼの」の女子と、「有明」の男子(両者とも、その出生時の記事に「給ふ」・「おはす」が用いられている。これに反し「有明」の第2子に対しては一切敬語を用いていない((68・69・71節)))について、読者に真実を知られることを憚る或る重大な秘密を持っており、その事情をありのままになく臙化して叙述しようとして、特に出産の記事の場合に、「あけぼの」およびその女兒と、「有明」およびその男児との関係をいろいろ入れ替えたりなどして、ことさら紛らわしく仕立て上げたのではないかと推測される。この辺りの真相を、作品の叙述内容からして見きわめることは至難のわざであり、またそれについての私の仮説乃至試論を、今ここで詳細に展開する余裕もないので、その要点だけを略述して本稿を終ることにする。

1. 巻1第7節に記された文永7年の東二条院所生の皇女は夭折したのであって(これに関しては記事の内外にいくつかの徴証がある)、同じころ作者と実兼との間に生れた女兒(後述の4.参照)が、その身代りとされたであろう。(51節の、「北の方、をりふし産したりけるが、なくなりけるかはりに、とり出でてあれば」の「北の方」は、虚構であって、実は後深草院正妃東二条院であったとみる)。後深草院も東二条院も、この女兒が、作者の腹に生れた院の皇女であることを終始信じ

て疑わなかったであろう（51節・「かやうのふたごころありとも、つゆしらせおはしまさねば、心より外にはと思しめすぞいとおそろしき」）。

作者に対する西園寺実兼の姿勢や立場は、彼女の愛人ということのほか、むしろそれ以上に、両統対立時の宮廷における、自家（西園寺）の権威を確立するために、後深草院女房として院の寵愛の厚い彼女を政治的に利用する、という意図を含んだ冷静で打算的なものであったろう。

文永7年のころには、西園寺家に拮抗する洞院家は、実雄の女侘子（亀山天皇皇后）が文永4年世仁親王（後宇多）を生み、また三女愔子（後深草妃）が文永2年熙仁親王（伏見）を生んでおり、実雄の権威は、若年の実兼を大いに圧迫していた。実兼の妹嬉子（亀山天皇中宮）は天皇の寵薄く文永4年以後は出仕せず、西園寺家出身の後妃は、大宮院（後深草・亀山両帝生母）を別とすれば、後深草院妃東二条院公子（実兼の叔母）一人だけという状態で、その上、東二条院は文永7年出産時にはすでに39才で、それ以後の皇子出産はもはや期待できなかった。当時の実兼の焦慮のほどが察せられる。

2. 巻3第64節の、「有明」の第1子の出生は、巻1第25節に当る建治元年のことだったのであって、作品の叙述としては、臚化の必要上、上記の実兼の女兒の出生をこれに置き代えたのであろう。この男児は、おそらく後深草院妾房子（内大臣公親女）の所生とされ（63節・「ことかたに、こころもとなかりつる人がり、こよひなくて生れたるときくを、あなかまとて、いまださなきよしにてあるぞ、ただいまも、これよりいできたらむを、あれへやりて、ここのをなきになせ」）、のちに征夷大將軍として東下した久明親王であったろう。（同親王は建治元年生）。

作者は、実兼の女兒と、法助の男児とを、二人ながら後深草院皇子女として他にうばわれたのである（63節・「あさからぬ御心ざしはうれしき物から、むかし物がたりめきて、よそにきかんちぎりもうかりしふしの、ただにてもなくて、たびかさなるちぎりも悲しくおもひるたるに……」）。

後深草院皇子久明親王の征夷大將軍宣下は、関東申次西園寺実兼の尽力によるもので、その東下は正応2年10月であったが、これに先立つ同年3月の作者の東下は、おそらくこのことに関係があり、後深草院と実兼とのせめてもの配慮によるものであったろう（87節、参照）。

3. 作者が弘安2年に院御所を放逐されたのは、直接には東二条院の排斥によるが（巻3第70節）、その真因は、院皇女始子内親王の実母たる作者の、院女房としての存在が、同内親王の今後にとって障碍となることがおそれられた、という点にあったであろう。

建治3年に元服し、弘安2年には13才になっていた後宇多天皇に配さるべき后妃の候補者としては、実兼あるいは西園寺家の持ち駒は、東二条院所生の10才の始子内親王ただ一人しかなかった（「増鏡にも示唆されている通り、当時の亀山天皇と実兼乃至は西園寺家との関係からして、実兼一女鐙子（9才）、二女瑛子（7才）には后妃となる可能性は薄かった）。また本稿で述べたように、弘安2年には初頭以来、後深草・亀山両院の和解のための動きが活発になっていたが、後深草院皇女の入内は、この和解に貢献するものとして、殊に後深草院の側でひそかに期待されたところではなかったろうか。（ただし、もちろんこの時は実現には至らなかった）。

作者は、弘安2年3月、かの「六条院の女樂」に、祖父隆親（その背後には後深草院と東二条院があったであろう）のいやらせにあって御所を出奔し、4月には実兼らの説得によって京に帰り、実兼のはからいで4月晦日、かの女兒に對面させられ、5～7月には、追い出しの口実作りの総仕上げのように、臨月近い体で「近衛大殿」や亀山院の夜伽を強いられ、その後間もなく、院・実兼の冷然たるあしらいに送られて、最終的に院御所を退去したのであった（46～56, 62節）。女兒との對面は、女兒の着裳の儀を控えての、実兼のせめてもの心遣りであったろう（「天子に心をかけ、禁中にまじはらせんことを思ひかしづくよしきくも、人の宝の玉なればと思ふぞこころわろき」）。これとよく似たことが、弘安8年にも起った。同年2, 3月の北山准后九十賀に、作者は大宮院のはからいで出仕し、「遊義門院いまだ姫宮」の姿を垣間みることができたのであったが（72～77節）、同年8月にはこの姫宮の皇后宮冊立が実現した。（この時の皇后宮冊立は、単に名目上のものにすぎなかったとされているが、「増鏡」には、准後の賀の折りの天皇（19才）の、「姫宮」に対する強い関心ぶりが記されており、「姫宮」は9年後の永仁2年に後宇多上皇宮に入った）。

4. 卷4・5の記事の主軸とも言うべき作者の五部大乘經書写の宿願は、後宇多上皇妃遊義門院の皇子出産を祈念するものではなかったろうか。そして、本書は、「……今年のおなじ月日、御幸（遊義門院八幡御幸）にまゐりあひたるもふしぎに、見しむば玉の御面影（作者の夢にあらわれた遊義門院のそれ）も現におもひあはせられて、さても宿願のゆく末、いかながりゆかんとおぼつかなく、年月の心の信も、さすがむなしからずやとおもひつづけて……」という徳治元年の記事で終わっているが、このことは翌徳治2年の遊義門院の薨去と、決して無関係ではなからう。（注）

また卷5第130節の、遊義門院の御幸にめぐりあった時の記事に、「御幣のやくを西園寺の東宮権大夫（実兼の子兼季）つとめらるるにも、太政入道殿（実兼）の右衛門督など申しし頃のおもかげに通ひ給ふ心ちして、それさへあはれなるに……」とあるが、実兼が左衛門督であったのは文永6年12月から同8年3月までであった。

卷1の卷末第32節に、「……こよひは、東の御方まゐり給ふべきけしきの見ゆれば、……局へすべりたりしほどに、如法、夜ふかして、うへぐちにたたずむ。……このほどはとにかくにつもりぬる日かずいはるるも、ことわりならずしもおぼゆれば、しのびつつ、つほねへいれて、あけぬさきにおきわかれしは、けふをかぎりの年の名残にはややたちまさりておぼえ侍りしぞ、我ながらよしなき物おもひなりける。思ひいづるさへ袖ぬれ侍りて」とあって、院の目を盗んでの「雪のあけほの」との年末の一夜の逢瀬がしみじみと感慨深げに回想されており、これは建治元年末のことのように書かれているが、これこそは、実兼が亡祖父実氏の服喪を終わって出仕し、左衛門督を兼任することになった直後の文永6年12月末のことであって、作者はその時懐妊し、翌7年9月東二条院の御産とほぼ同じところに、のちに遊義門院となった女兒を出産したのではなからうか。

卷5の随処にみられる遊義門院に関する記事には、故後深草院への追憶ということでは説明しきれないような、作者の或る特別の感情が流露しているが、わけても130節の、社殿の高い床から下りわずらっている女院（この時37才）のそばへかけ寄って、「肩をふませおはしまして、おりさせ

おはしませ」、「いまだ御幼なく侍りし昔は馴れつかうまつりしに、御覧じわすれにけるにや」と「いとど涙も所せく」うったえた作者（この時おそらく52, 3才）は、名乗り出ることの許されない女院の生みの母だったのではなかろうか。

(注) 遊義門院薨去の徳治2年の翌延慶元年8月には、かの征夷大將軍久明親王は、將軍を廢され、その男守邦王がこれに代った。このこともまた「とはずがたり」の擱筆に関係なしとしない。